

令和4年9月12日
(月曜日)

令和4年 第5回幌延町議会 (定例会)
会議録 第1日目

議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第1号 令和3年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第2号 令和3年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第3号 令和3年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第4号 令和3年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第5号 令和3年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第6号 令和3年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第7号 令和3年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会設置、審査付託)
- 13 報告第1号 令和3年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について
- 14 報告第2号 令和3年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について
- 15 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 16 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 17 同意第3号 幌延町功労者表彰につき同意を求めることについて
- 18 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第2号 幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第3号 令和4年度幌延町一般会計補正予算(第3号)
- 21 議案第4号 令和4年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 22 議案第5号 令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第2号)
- 23 議案第6号 令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 24 議案第7号 令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 25 議案第8号 工事請負契約の変更について(産業・地域振興センター改修工事)
- (追加日程)

(令和3年度幌延町各会計決算審査特別委員会)

(散 会 宣 告)

本日の会議の順序

	開会宣告及び開議宣告	日 程 第 1 3	報 告 第 1 号
日 程 第 1	会議録署名議員の指名	” 1 4	報 告 第 2 号
” 2	会 期 の 決 定	” 1 5	同 意 第 1 号
” 3	諸 般 の 報 告	” 1 6	同 意 第 2 号
” 4	行 政 報 告	” 1 7	同 意 第 3 号
” 5	一 般 質 問	” 1 8	議 案 第 1 号
	休 憩 宣 告	” 1 9	議 案 第 2 号
	開 議 宣 告	” 2 0	議 案 第 3 号
” 6	認 定 第 1 号	” 2 1	議 案 第 4 号
” 7	認 定 第 2 号	” 2 2	議 案 第 5 号
” 8	認 定 第 3 号	” 2 3	議 案 第 6 号
” 9	認 定 第 4 号	” 2 4	議 案 第 7 号
” 1 0	認 定 第 5 号	追加日程第 2 5	議 案 第 8 号
” 1 1	認 定 第 6 号		休 憩 宣 告
” 1 2	認 定 第 7 号		開 議 宣 告
	休 憩 宣 告		散 会 宣 告
	開 議 宣 告		

出席議員（7名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	高 橋 秀 明
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無 量 谷 隆
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長	野々村 仁
農 業 委 員 会 会 長	小 島 和 博
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長 職 務 代 理 者	澤 谷 敦 美

総務財政課長	早坂 敦
住民生活課長	古草 勝
保健福祉課長	村上 貴紀
企画政策課長	角山 隆一
産業振興課長	山本 基継
建設管理課長	島田 幸司

総務グループ主幹	伊藤 崇
財政グループ主幹	渡邊 智民

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩川 実樹)
国民健康保険診療所事務次長	若本 聡

教育委員会教育次長	伊藤 一男
教育委員会社会教育グループ主幹	田村 浩希

農業委員会事務局長	(山本 基継)
-----------	---------

選挙管理委員会事務局長	(早坂 敦)
-------------	--------

総務財政課総務グループ総務係長	森本 譲
-----------------	------

議会事務局出席者

事務局長	岡田 英樹
主任	横山 薫

(10時00分 開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は7名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第5回幌延町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき議長において、5番無量谷隆君、7番西澤裕之君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日、9月12日から14日までの3日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月12日から14日までの3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

初めに、一般行政についての報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会9月定例会の開催に当たり、一般行政の執行状況について、御報告いたします。

まず、幌延深地層研究計画に係る状況についてです。

令和2年度以降の研究計画を受け入れるに当たりまして、三者協定に基づき設置する「幌延深地層研究の確認会議」において、毎年度研究成果や計画等について確認することとしており、今年度につきましては「令和3年度研究成果」、「令和4年度研究計画」及び「幌延国際共同プロジェクト」について確認を進めました。

確認会議につきましては4月から7月までの間に3回開催し、確認項目の内容詳細について原子力機構から説明を受け、北海道、幌延町、専門有識者からの質疑、また道民から募集した質問について確認を進め、7月14日に開催した第3回確認会議において確認を

終え、令和3年度の研究について計画通りの成果を得たこと、令和4年度の研究を遅滞なく開始したこと、また、幌延国際共同プロジェクトに係るNUMOの参加は三者協定に定める研究所の貸与に当たらないこと等について確認し、これらの内容について7月28日付け確認会議座長からの文書により町へ報告を受けております。

町といたしましては、この報告内容を踏まえたうえで翌7月29日付け文書により三者協定に則り研究が進められていることを確認した旨を原子力機構理事長へ通知いたしました。

幌延深地層研究センター地下施設は、最終処分場としない場所で研究を磨く国内唯一のジェネリック地下研究施設として地層処分に関する知識の普及や情報提供の場として国内外から注目を集める重要な施設ですので、引き続き原子力機構に対し、三者協定の遵守を大前提に安全管理に細心の注意を払いつつ、きめ細やかな情報発信のもと地層処分技術の基盤整備の推進に取り組んでいただくよう求めてまいります。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第5回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

議長 高橋秀之君

次に、教育行政についての報告を求めます。

教育長職務代理者 澤谷敦美君

幌延町議会9月定例会の開催に当たり、教育行政の執行状況について、その概要を御報告いたします。

始めに学校教育について申し上げます。

町内小中学校は2学期がスタートし、新型コロナウイルス感染症の第7波による感染拡大の中で、先月末に幌延小学校で複数の感染者が発生したため、第6学年が8月25日から28日までの4日間学級閉鎖をしております。他の学校についても罹患する児童生徒が見られ、誰がいつ感染してもおかしくない状況ですので、国や道教委の通知等に基づき、より一層の感染予防対策を講じるとともに、各家庭の協力を得ながらオンライン学習等の教育活動に取り組んでおります。

7月下旬から8月上旬に開催された中学校の体育文化連盟主催の全道大会への出場状況ですが、稚内市で開催された柔道競技では、幌延中学校2年の朝日永遠さんと1年の西村真歩さんが、岩見沢市で開催された剣道競技には、幌延中学校2年の加賀山友暢さんがそれぞれ出場し健闘したとの報告を受けております。

また文化面では、8月7日に開催された「北海道吹奏楽コンクール稚内地区大会」において幌延中学校吹奏楽部がC編成の部で銀賞を受賞しております。

次に社会教育について申し上げます。

各社会教育施設は徹底した感染予防対策を講じ、利用者の皆さんの御協力を得ながら施設運営を努めております。

社会教育事業では、今年も夏休み中の子どもたちの望ましい生活習慣の定着を図ることを目的に7月26日から8月2日まで「子ども朝活事業」を開催しました。

少年団活動では、まずバレーボール少年団の「幌延ジーライズ」が6月に中標津町で開催された全道大会で見事初優勝を果たし、8月12日から東京などで開催された「第42回全日本バレーボール小学生大会」に出場。強豪相手に全国大会で3勝し、ベスト16に入る快挙でした。

次に、野球スポーツ少年団ですが、8月10日から滋賀県で開催された「第12回全日本少年軟式野球クラブチーム選抜大会」に、北海道代表チーム「宗谷ベースボールクラブ」の一員として幌延中学校2年の伊藤隼汰さんと金田煌冬さんが出場しております。

また、幌延中学校卒業生の橋本翔太さんが「第104回全国高等学校野球選手権大会」に北北海道代表「旭川大学高等学校」の一員として出場しました。

幌延の子どもたちの今後の益々の活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 「一般質問」を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

2 番 佐 藤 忠 志 君

受付1番、通告者、佐藤忠志です。2件の案件について質問させていただきます。

まだ慣れないのでいろいろと不都合なところがあると思います。町長、皆さんの御指導をいただきながら質問させていただきたいと思いますので一つよろしく願いいたします。

まず第1点の「有害鳥獣駆除対策について」から質問させていただきます。

御存じのように近年エゾシカ、アライグマによる農産物を始め家庭菜園等の被害が多く報告されています。また、近日駐在所より、幌延町でもヒグマの出没が多発しているため散歩やサイクリングなどは当面の間控えるような回覧もあり町民の生活に支障が出るような状況となっています。

また、これから秋のトウモロコシなどの収穫時期を迎え収穫量の減少などが大変心配される場所です。

有害鳥獣駆除対策については、北海道そして幌延町一丸となって対策に取り組んでいるところですが、現状は捕獲数を上回る勢いで増えていると思われます。

また、カラスによる攻撃の被害、特に春先の産卵期が危険で、中には散歩中に攻撃を受け、けがをした人や散歩する場所を変更したなどのお話も聞いています。

幌延町は毎年1,544万円からの有害鳥獣駆除対策費用を計上し、対策に取り組んでおりますが、今後、更に予算を増額するのかなど、増え続ける有害鳥獣駆除対策をどのようにお考えなのかお伺いします。

もう1点「幌延町職員の組織機構について」お伺いします。

幌延町職員の組織機構は、総務財政課から教育委員会までグループ制を導入する体制を

執っていますが、課長、主幹職による係長職、関係部署等の兼務が多く見られ、課長、主幹職の労力負担が危惧されるのではないかと。また、国の行政改革により人員削減の中で、住民サービスなどの業務量が増加し、職員一人一人の作業量が高まっていることなどを踏まえ、年齢的などころもあると思いますが、幌延町は各課すべてグループ制を執っているわけですから、若手を登用するなどバランスのとれた適正な人員の配置をとることができないのか、大変難しいところもあると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

町 長 野々村 仁 君

佐藤議員の御質問にお答えします。

1 問目の「有害鳥獣駆除対策」に関する御質問ですが、本町における野生鳥獣は町内全域に生息し、その数は不明です。

そのため、適正な駆除頭羽数を算出することはできませんが、農村部に出没した、酪農に被害をもたらすエゾシカやヒグマ、カラス、キツネは、有害鳥獣として銃器や箱罠による駆除を続けてきました。

また、特定外来種であるアライグマは野外からの完全な排除を長期的な目標として箱罠による防除を続けてきました。

しかし、町の大部分を占める山林、原野は有害鳥獣の生息地として最適であることに加え、暖冬等の影響で生息数は増加し、特にヒグマについては本来の生息域である山間部から市街地付近まで出没範囲を広げ、目撃が多発しているところです。

そのため、これまでの農業被害の軽減を図る取り組みに加え、市街地付近での対策も急務ではありますが、現在は告知端末機による出没場所の周知や付近の警戒等、取り組みは限られたものになっております。

また、市街地内では通行人に対するカラスの威嚇行動や、アライグマによる家庭菜園での盗食等が増加し、町民の皆様に御迷惑をおかけしていることから、今後どのような方法が効果的であるか検討し、来年度から実施したいと考えております。

一方、農業被害の軽減を図る有害鳥獣対策については、これまで駆除一辺倒でありましたが農家自ら行う防除に対する取り組みを加え、防除に対する補助も必要と考えております。

また、周辺自治体と連携した広域的な取り組みも必要であることから、8月16日に開催された天塩の国会議においても、西天五町全体でどのような取り組みができるか提言し、今後検討を進めることとなりましたので、本町も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

次に2問目の「職員の組織機構」に関する御質問ですが、佐藤議員がおっしゃるとおり現在はグループ制を導入していることもあり、特に課長、主幹職については兼務が多くなっている状況ですが、今後、年数経過により若手職員の経験値が上がり少しずつ解消されていくものと考えております。

また、職員の採用については、宗谷町村会による募集や独自の社会人経験者の募集などにより、毎年新規職員を採用しているところであります。

しかしながら、各課グループによっては、仕事の業務量が増加しているところもありますので、住民サービスが低下することのないよう今後においても適正な人員配置に努めてまいりたいと思います。

2 番 佐 藤 忠 志 君

どうもありがとうございました。

丁寧に町長から大まかなところの説明をいただいたので、何点かそれに補足してお聞きしたいと思います。

先ほど町長が言ったように、今、町としては相当な額の予算を組んで万全な体制で捕獲もろもろ等に取り組んでいただくことは、もうこれ事実で大変それは感謝しているところですが、いずれにしても捕獲より現状は増えているのではないかと。近年、エゾシカも随分また見えるようになったなど実感しております。シカと並行して問題なのはやはりクマではないかと。クマもやはり厄介なことになってきて、エゾシカだとかアライグマというのは、家庭菜園だ牧草もろもろ、デントコーンもそうでしょうが、今のところ、町長の答弁の中にもその被害報告幾らだとか、どのぐらいになるのかというのは出ていないのですが、厄介なのはやはりクマで、どこで出てくるかわからない。遭遇する場所だとかタイミングだとか、もろもろによっては、けがで済めばいいですけど、命に関わることも想定されます。また、今町長に答弁いただいたようにカラスの、特に春先に散歩中にカラスに攻撃されたとか転んでけがしたとか、そんなお話も聞いております。

そういう中で何点か町長に中身をちょっとお伺いしたいなと思うのがありますので、一つよろしく願いいたします。

一つは農業振興対策管理費として、幌延町鳥獣被害対策実施隊15人だとか何人だとか毎年こう人数が変わっているようですが、この活動というのはどういう組織の意味なのかちょっと教えていただきたいくて、一つよろしく願いいたします。

農業振興課長 山 本 基 継 君

幌延町鳥獣被害防止実施隊につきましては、町長から委嘱を受けたハンターさんが年に3回か4回程度皆さん集まってシカやカラスの駆除に町内を巡回して回るという組織でございます。以上です。

2 番 佐 藤 忠 志 君

よくわかりました。ありがとうございます。

エゾシカについては近年随分その捕獲数も増えてきて、捕っていただいている数も600頭ぐらいまで増えてきているのですが、町民の中には何ていうのか平日勤務している人がいると。土日も捕りたいんだけど、土日捕ったら何かよく私もよく分からないのですが、西天北のあそこでは受入れしてくれないと。土日は捕りたいけど捕ったってしょうがないなど、そういう人もいる中で町長は先ほど言ったように天塩の国の会議だとか、もろもろ、その五町でもそういう会議もやっていただいているようです。そういう中で土日受入れすることができないのか。いずれにしても冬ならいいですけど、夏場はやはり腐食もしていく、臭いもしてくるだろうからそれは難しいところもあるんだと思いますが、そこら辺のところをもう少しこの、捕獲数を増やす目的を執っていくのだったらそういうのも、そ

の何とかもう少し柔軟的にできないのか。五町でやっているんだから、なかなか簡単なものじゃないんだろうけど、そこら辺、町長どうなのでしょう。ちょっと教えて、お願いいたします。

町 長 野々村 仁 君

この昼間仕事についている、実施隊で一緒に行動できないとか、それらのいろんな課題はやっぱりそれぞれあるのかと思っています。この実施隊自体が先ほども説明させていただいたとおり、それぞれ資格の持っている方々を私のほうから任命をして、この団体で一斉に町内を巡回していただきながら有害駆除をしているというところでもあります。その時点では、平日、五町衛生組合が閉まっていることがないからそこで捕獲されたもの等の処分自体は、五町衛生組合でも大丈夫なんですけれども、やはり日曜日、休みのときにいかにどうするかということ自体が今後大きな課題の一つにもなっていると思っております。

五町衛生組合も当番制で当直の人間が1人いる、2人いるというそういう形で動いているだけです。動物が入ってきて冷凍庫に保存するにしても何しても人手がいるということも含めて、そういうことが連携した中での五町の組織でもありますから、そういう会議の場でそういうことの有無を今後協議していかなければならない。うちだけがそれを引き受けるとか、どこかの町村だけ頼まれたら受けるとかという話ではなく、それを全体的にお話しして進めていければということで、ここで提言をしているところでもあって、来年度の春早々に1回目の会議があるという話で日程が決まっていますので、その時点でそれぞれ課題がどう上がってくるか分かりませんが、議論していくことによって、その日曜日、それが毎週なのか分かりませんが、どのような形で職員を配置して受け入れられる体制が作れるかということを検討していかなければならないと思っています。

また今までも、ほぼ集まってきた頭数を全部一挙に焼却することがなかなか難しいので、冷凍庫をずっと動かして冷凍保存しながら平日出勤してきた職員がずっと毎日のように焼却をしていくというその手法でやっておりましたが、その冷凍庫についてもちょっと故障しかねてきたということで、今回新しく五町衛生で冷凍庫だけは入替えさせていただいた、そこは今までと同じように五町の皆さんの分を引受けているわけですから、長期保存のために必要だということで許可をいただいて冷凍庫の入替えをしたというところでもあります。実際問題全てがすぐ焼却できるわけではなくて長期的に冷凍しながら、人数が少ないし炉が小さいものですから、小刻みに刻みながら焼却しているというのが現状で、物すごい手間と暇がかかっているということだけを御理解等をいただくことと、まずは五町でその部分も、土日動かすことの賛否を問わなければならないという協議をさせてもらわなきゃならないので、しばし日曜日受けますという話を私どもができる過程ではないということで協議の場を設けさせていただいている、ということをお話させていただきましたので、よろしく願いいたします。

2 番 佐 藤 忠 志 君

どうもありがとうございました。真剣にこれらをとらえて協議していただいているということで、一つ何とかね、皆さんやはり駆除していただいたのも何とか処理して、少しでもやはり捕獲数を増やしていただきたいなと思います。

並行して町長その鳥獣被害対策実施隊の報酬だとか、またエゾシカ、アライグマ、カラス等の一頭、一鳥当たりの捕獲額っていうんですか、そういうのももう少し1,500万何がしに縛られるのではなくて、もう少しこう増やしていただくということも検討の一つの町長の中に入れていただきたいなど、一つ思います。

だからといって、捕獲額が増えたからどうのこうのじゃないでしょうけど、やはりそういうのも大変御苦労されて捕獲している人たちもいるわけですから、そこら辺のところも一つ検討願えるんでしたら増額もう一つ、検討していただきたいなどと思います。

それともう一つ次に、町に電話を入れたと、いやカラスがやかましい、危ない、いやいやカラス襲われたとか何とかしてほしいとか、クマが、クマでもなんでも良いわね、そういうの出で、いずれにしたってその自分で解決できるものを警察に電話していいのか、何していいか、いろいろ迷うところはやっぱり行政、町に連絡して、こういうことがあると、何とかして願えないかと、そんなときに私も聞きもしないで質問するのは申し訳ないのですが、担当者が受けたと、受けた内容によってどこの課に振り分けたいのか、そういう対応でないのかなと思います。その辺のところ町長どういう対応されているのか、ちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

町 長 野々村 仁 君

どこの課というよりも、うちは担当していただいているのは産業振興課のほうで全てそういう有害駆除的なところの窓口として一括して受けているものと私は思っております。

それぞれ、先ほどの御提案もございました金額の問題についても、また先ほど同様に各町村が料金的なというか報酬、謝礼ですね、それが大きく違うんですね。やっぱりそこら辺もそれぞれ捕られて御苦労されている方に不協和音が起きないように、何とかして皆で、この地域全体でそういうことの整備をしたほうが、もっといいんじゃないかという気がしていますので、その辺も含めて五町で話をしていこうと思っています。そこだけが高いということになると、そこだけがこう頭数だけが増えていく、向こうから不満だけが出て、なぜ出してくれないという、そういう傾向がやっぱり出そうなところもありますので、その辺も五町、その金額、先ほど提案があった金額についてはそういうことだということで御理解をいただければと思っております。

先ほども私の答弁の中でありましたけども、捕ることだけ一辺倒で今まで来たということもありますけど、そうじゃなくてやっぱり畑地帯と同じように、例で言えば電牧柵みたいなものとか音の出るものとかという、そういう予防線を張るということ自体もありますので、今後そういうようなところでそれぞれその必要な畑、入ってほしくない畑にはそういう整備をするのであればそういう補助対策を今後考えていきたいということが先ほどの答弁の中でございまして、全て仕留めるという形の一辺倒の話じゃなくて、それも複合的に考えながら市街地に入ってこないような対策はどのようにしていくかというのは今後皆さんの知恵をお借りして考えていかなければならないことだと考えています。

2 番 佐 藤 忠 志 君

大変ありがとうございました。

うちの町だけが上げればいいというものではない、お金を上げたから駆除頭数が増える

そういう単純な問題でもないのは十分理解させていただきました。

いずれにしても町長おっしゃるように、お金を上げてやればいいっていうものでもない、そういうその防除対策、町長ここにも中にもうたっただけでいいように、いろんな補助額も検討していくと、そういう防除に対する補助も考えているという答弁もここでいただいております。いずれにしてもその捕るだけでない、事前にそういうものが入ってこないような、ちょっと話がずれますけど音威子府あの辺に行くと、蕎麦なのか随分きれいに牧柵を張って、電気線を張ってあれも補助があるのかなと思って見ております。そういう中で町長おっしゃるように音の出るもの、また各希望のある町民にそういう電気柵だとか希望があればそういうのも、家庭菜園に電気張りたいと言ったって1万や2万でできるものでもない。やはりある程度の額がかかるものですから、そういうのも町で検討していただければと思います。

いずれにしてもさっき言ったように1人の職員が受けて対応ができるものと、できないものが出てくると思います。そういうときに、どういうふうな対応をとっているのか。判断してこれは難しいなと俺じゃできないなと、そういうときにどの課で、受けた課全体で協議してこういう方法があるとか、こうしたらいいんじゃないとか、そういうアドバイスをしているのかしていないのか。問題なのはやはり町に連絡しても解決しないな、これはどうにもならないなというのが1番これやっぱり駄目なわけですね、やはりある程度ものを町に相談したらある程度解決まで行けばいいんですけど適切なそのアドバイスというのか、そういう体制もやはり執っていただくことも大事で、町に電話してもどうしようもないということになるのが1番怖いわけですね。だから、そういうものを真剣にそういう窓口というのか、要するに窓口、1番専用の窓口を設けるかどうかは別として各課共有して、そういう連絡があったとき、どこまで共有できたらするのがいいのかそれはちょっと私もここでよく分かりませんが、町長まで行くのか副町長まで行くのか、そしたらそういうその対応も執っていただくことでやはり町民もやはり安心して何かあったときに町に電話して相談していろんなアドバイス、解決ができれば1番いいのですが、そういうものも一つ検討していただきたいと思います。これは一つの要請としてお願いして、この有害鳥獣についてはこれで質問を終了させていただきます。

次に組織機構ですよね。町職員の組織機能これはねなかなか難しい問題でこの質問するに当たって随分考えたのですが、いずれにしてもちょっと変則的で、変則的と言ったら変ですがあまりにも偏り過ぎてしまって、要するに国のそういう指導もあって地方分権、行政組織の見直しだとか職員の定数管理を適正にしなさいということで進めてきたんだと思います。その指導によって町も行政改革、幌延自立プランなどいろんなものを作成して地方分権に即応した組織の見直しを行ってきた、機構改革だとかグループ制、行政パートナーとか早期勧奨退職者制度だとか、もろもろを導入してきて適正な職員まで今は抑えてきたんだと思います。ここで町長に伺いたいのは、今の会計年度の職員以外の職員数67か76、70前後で推移しているようですが、現在の幌延町の人口に対しての職員というのはどのぐらいが適正なのか、そこら辺のところちょっと町長、教えていただきたいをお願いします。

町 長 野々村 仁 君

お答えいたします。

私どもがここが適正だとかこの数が最適だとかという数、私自身としてもやっぱり少し押さえることはなかなか難しいかなと。ただ今ある定数が今の運営体制だとすると、どういう動き方で少し足りないとか多いとかということ自体で比較はできるかと思っているんですけども、どちらにしても年代層のひずみが生じてきた、この経年的にひずみがどうしてもできてしまった、ちょうどクレーターのようにはぼこっとへこんだ部分の年代があるということ自体がそれを早期に解消することというのは社会人枠採ってもそこというのはなかなか難しいことなんだなということが本当に実体験上深く感じております。一生懸命新しく新人なり社会人枠で採って、それぞれ慣れていただいて少しでも経験年数を積んでいただいてそういう中間職にでも少しでも埋めていけるような体制を作っているつもりですけども、なかなかそこは考えていることと動くこと全然、やっぱりちょっと異質なものがあるのかなという気がしています。

ただ、今の人数で本当に下層から上部層までスムーズな年代層、または役職がきちんと配置をされていればこの人数で動いているかもしれないなという思いは若干ありますけども、ここに兼務職を、先ほど御指摘いただいた兼務職を二つ三つを抱えた部分というのはやっぱりそのひずみの中と、それからそのひずみの中で逆に言えば下のほうの指導体制、教育体制がやっぱり少しずつできなくて実務だけになってしまうとかという、その今のアンバランスがやっぱり育てるのにちょっと時間がかかるかもしれないというところは否めないところなのかなという、私自身もそのように感じてございます。だから今は若い人たち同士が少しずつでもスキルを上げるための教育で、任用職員もずっと再任用で残ってもらったりして教育課程をしたりということも進めてきていますし、それぞれ今最初に新人で入ってこられた方がもう5年6年となってようやくと経過年数でスキルを積み込んできたということですから、先ほどから言っているように適正な、そういう職に少しずつスキルアップ、上げていくということがもう少ししたらできる可能性も出てくるんじゃないかなと思っています。毎年毎年新人も、今でも年代層ずつ空間の出ないように一生懸命新人も入れているというところもあります。ただ、今の御時世ですから、なかなかその人たち全てがそこで職を全うするという人たちばかりでもまたなくなるというその時代ですから、それはもう次から次へと入れ込んでいくということの体制が必要だと思っています。今年度も社会人枠で何度か年中にでも起用させていただいておりますけども、そういうようなやり方でやはり職員の大きな負担にならないための努力をしていきたいと思っております。

2 番 佐 藤 忠 志 君

町長にはいろいろと組織について答弁いただきました。

私も企業で管理職を少しやってきて大変これ会社もいかに若手を育てていくか。怒れば辞めていく、パワハラは当然これ駄目、全て駄目、そういう中でどうやって若手を上手に育てていくか、これは真剣に取り組んでいるのも事実です。自分はまだ70もなっているわけですから、若い、年配のある程度のものじゃなくて同年配に近い人を育成係みたいなことにして月に定例会開いてそういう懇親会を開いたり、様々な対策というか、ものをと

りながらどうやって若手を育てていくか、これはもう真剣に考えて、辞めていかれたら新卒入れりゃその分また穴があいてしまう。せっかく育てて3年後なんて辞められたら、何なんだってことになってしまう。そこら辺のところはやはりどの企業も真剣に取り組んでいるのも事実です。

今町長おっしゃったように管理職というのは、実務ともう一つ部下を育てる仕事、これが実務はそれはもう毎日の仕事ですから、1番難しいのはどうやって部下を育てるかだと思います。それには課長、主幹、係長、主査なのか、そこら辺まで全てそろって、それぞれその場、その部署のやる仕事、役割というのはきちっとあるはずですがこれは。だからどうやって育てていくのか。それは、足りなかったら中途で入れりゃいいんじゃないかといってもやはり1番いいのはやっぱり新卒から入れてしっかりと育てて行くのが私は1番これ理想的であると思います。いや中途が悪いというわけじゃないですよ。

ただそういう中でね、もう大変これ言いつらいんだけど、特に産業振興課辺りなんてのは町の基幹産業ですよ。ここ、課長と主幹全部兼務してこれ大変だと思います。これ実務だけで追われていて、3課あるのかな。林業だとか、商工なんかあるけど、これ、どういうふうに仕事をしていくのかなと思います。

今更これどうしようもないんだけど、町長が今真剣に年齢層の差がないように採用していて、今後そういうふうにはバランスの崩れたようなことはないと思いますけど、ここら辺もやっぱりこう真剣に、やはり基幹産業である町のものがこういうその体制というのはちょっとどうかなと思います。

もう一つ聞きたいのは、なぜもっと若手を上げていけないのか。これ町長、年齢的なのか経験年数なのか、テストを受けてやっているわけじゃないだろうから、そののところその昇給というか、上げていくめどというのはどういうめどで、副町長でもいいですしどういふもので人事ってやっているのかちょっとお伺いしたいと思います。

副町長 岩川実樹君

人事の関係ですので、私のほうからも一部ちょっとお答えさせていただきます。

若手のまず育成の関係ですけども、確かに議員おっしゃるとおり本当に育成というのは非常に今後重要になってくるというふうに考えております。町といたしましても宗谷町村会における研修制度というのがございますので、必ず入ったばかりの職員ですとか、1年目あるいは2年目、3年目あるいは係長職など、経験に応じて研修の場に参加させて研修をしておりますし、併せて町独自で新採用等の職員については、研修だとか町内視察などを行っているところです。若手の昇格のめどというのは、決まったものはございませんけれどもある程度、経験年数あるいは能力、これが大体妥当であるなど主事から始まって主任に昇格していきます。それとある程度仕事というのは責任を持ってやれるような状態になる、1人前になったところで、更に若い人たちの仕事の指導だとかできるような能力も備わった段階で係長職に昇格させていくというような考えで行っていますけれども、ここ最近、職員が入られてある程度、7年、10年ぐらいになってようやく係長職も任せられるかなと思った矢先に転職とかというケースも出てきましたので、なかなか思ったように行きませんが令和4年の4月には30代の職員をです、昇格させて係長職を増や

しておりますので今後もう少し年数がたてば今20代後半の職員も能力経験備わってくると思いますので係長職を担える人材がこれから出てくるのかなと、そうなってくると課長、主幹職の負担も幾らか減ってくるのかなというふうにも考えてございます。

2 番 佐 藤 忠 志 君

ありがとうございました。

いずれにしても、副町長のおっしゃるとおりそんな簡単なものでもない、明日からそうしようなんてものでもない、こういうものはね確かに時間がかかる、育てていくまで時間がかかる、やっと育ててきたらいろんな事情があって辞めてしまうとかそういうものもあります。だから、本当に時間がかかる作業だと思います。いずれにしても、余り偏りのないように何とか一つその、さっきも、くどいですけどやはりどうやって育てていくのか、なった以上はやはり上司、特に自分もそういう経験をしてきましたですけどどうやって育てていったらいいんだ、怒ればいいってものでもない褒めてもいいってものでもない、そういう中でおどかしたり褒めたりいろんなことで何とか一人前にしていかなきゃならんなど、それはもう十分自分も理解しておりますけど何とかひとつね、町民のいろんな要望に答えて、確かに作業量も年々増えてこれ大変だと思います課長も管理職の人たちは、けどやっぱりその辺も何とかね、今副町長、町長おっしゃったようにもう少し待てばある程度こう育てくるのかなということ意見をいただいております。あまり部署も固定化しないで、ある程度になったらグループ制も執っているわけですから動かして、どこの部署行っても10年ぐらいたってまた戻ってもやれると。余り固定化するのもどうなのかなと思います。だからそういうのも含めて十分検討願えたらなと思います。いずれにしても町の組織までちょっと入り込んで大変申し訳なかったですが、そこのところ検討願っていたきたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、2番佐藤忠志君の質問を終わります。

ここで11時まで暫時休憩します。

(10時49分 休 憩)

(11時00分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

次の質問を行います。

1 番 高 橋 秀 明 君

高橋秀明、これから一般質問を行います。

「幌延町公営住宅の貸出し」について。

幌延町では貸室が慢性的に不足していて人口の増えない要因の一つになっております。

町内にチラシを入れても従業員雇用ができないことが多く、町外からの応募に頼らざるを得ず、従業員住宅の確保のために多くの企業や団体又は商店等が苦勞されている例を幾度となくお聞きしております。

令和3年度の幌延町内の宮園や栄町、問寒別の各公営住宅の空き状況について各月ごとに数字を示してください。

公共事業費や物品の購入における競争入札や随意契約での扱いにおける取決め事について。

令和4年度の一般会計予算の執行に当たり、役場内で決められた競争入札や随意契約で行うルールが存在すると思います。それは道路、橋、公営住宅の建設などに関する公共事業や車両を含む物品の購入等多岐にわたり、また補助金の有無や単費での支払いによっても違っていることと推察いたしますので、この点をお聞かせください。

幌延町での道の駅構想について。

国際交流センターで主に行われてきた「ふるさと創生会議」が、コロナ禍の中でここ数年開催が見送られております。しかしながら国内においてはこの夏休み期間中にとられた行動制限のない自由な観光地巡りや帰省、スポーツや演劇、コンサートの観戦などはコロナ禍からの脱却が見え始めた証とも言えます。

議会の一般質問で町長は「道の駅構想ではなく拠点づくり」と言われました。しかし町長名で開催した「ふるさと創生会議」ワークショップの中で道の駅の候補地選定まで見込んでいたことを踏まえ会議への参加者の多くが「言っていない」との発言は認めておりません。

野々村町長は再度「ふるさと創生会議」を開催し、道の駅構想の実現に向けて進んでいくお考えはないのでしょうか。

以上です。

町 長 野々村 仁 君

高橋議員の御質問にお答えします。

1問目の「幌延町公営住宅の貸出し」に関する御質問ですが、令和3年度の公営住宅の空き状況の月別の推移につきましては月締めの戸数でござくら団地では24戸の管理戸数に対しまして空き住戸は4月、5月とも3戸、6月、7月は2戸、8月は3戸、9月は1戸、10月以降は空き住戸はありませんでした。

次に宮園団地では92戸の管理戸数に対しまして、4月、5月で10戸の空きがあり、6月、7月は9戸、8月は7戸、9月、10月は6戸、11月は4戸、12月は6戸、1月、2月は5戸、3月は4戸でありました。

栄町団地につきましては72戸の管理戸数に対しまして、4月は12戸の空き住戸があり、5月、6月は14戸、7月は13戸、8月から10月は14戸、11月は15戸、12月以降は16戸の空き住戸がありました。

問寒別団地では16戸の管理戸数に対しまして、4月で4戸の空きがあり、5月は3戸6月から9月は4戸、10月、12月は3戸、1月、2月は4戸、3月で5戸の空き住戸がありました。

また、質問にはございませんが、同様に令和3年度の特設公共賃貸住宅の空き状況の月別推移を申し上げますと、ござくら団地が14戸の管理戸数に対しまして、空き住戸は4月から6月までが2戸、7月は3戸、8月、9月が2戸、10月は1戸、11月は2戸、12月以降は3戸の空き住戸がありました。

宮園団地では26戸の管理戸数に対しまして、4月、5月で1戸の空きがあり、6月か

ら12月が2戸、1月以降は3戸でありました。

問寒別団地につきましては6戸の管理戸数に対しまして、空き住戸はありませんでした。

次に2問目の「競争入札や随意契約における取り決め事」に関する御質問ですが地方公共団体の契約締結については、地方自治法第234条第1項に入札の方法について定められています。

指名競争入札、随意契約ができる内容については地方自治法施行令第167条並びに167条の2によって定められています。

また、随意契約によることができる予定価格の上限は、自治法施行令167条の第2、1項で定められている額の範囲内で普通地方公共団体の規則で定めるもので幌延町契約規則第26条にその金額が定められています。

御質問の内容で「補助金の有無や単費での支払いによっても違っていることと推察しています。」とのことですが、地方公共団体の入札方法については地方自治法で定められていることから、補助金の有無にかかわらず法令に定められた方法で行っています。

次に3問目の「道の駅構想」に関する御質問ですが、議員御指摘のとおり国におきましてはコロナ禍が長期化している状況を鑑み、保健医療体制の確保に万全を期したうえで新たな行動制限をできる限り行うことなく社会経済活動の維持に努める方針のもと、新型コロナウイルスと併存しつつ平常時への移行を慎重に進められておりますので、本町や道北地域においても緩やかながら観光、レジャー及び出張等の増加による人流回復を実感できている状況にあります。

私は本年の町政執行方針において、本町の活力と賑わいを創る手段のひとつとして「観光、交流人口の拡大」が重要であるとの考えのもと「まちの拠点」の整備方針について検討を進めることをお示しいたしました。この「まちの拠点」に対する私の認識、位置付けでございますが、私の2期目の公約におきましても本町への新しい人の流れを作るための施策として「道の駅等の交流拠点施設の整備推進」を掲げておりますので「道の駅」の整備を否定するものではなく、休憩、地域情報の発信や防災等、道の駅としての機能に固執することなく住民生活の利便性向上につながる機能やサービスを備えた複合的な施設を想定したうえで「まちの拠点」と表現していることを改めて御理解いただければと思います。

また、まちの拠点整備に係る検討につきましては、これまで創生会議の皆様や町民の皆様からいただいた意見を整理し、町といたしましても老朽化等により更新を要する公共施設との複合的な整備について検討を深め論点を整理したうえで、創生会議に諮る準備を進めるよう担当課へ指示しております。しかしながら、まちの拠点に持たせる複合的機能については各課横断的な協議を要することもあり調整等に時間を要しておりますが、しっかり協議したうえで創生会議開催に向けた準備を進めてまいります。

1 番 高 橋 秀 明 君

どうもありがとうございます。

三つありますので、一つずつ進めて質問をいたしたいと思います。

まず公営住宅の問題なんですけども特定公共賃貸住宅、質問にはございませんがというプリントされた、今、町長が発言した中なんですけど、これは我々がいつも思っているち

よっと料金の高い公営住宅かなと、所得によってですね、そういうふうに認識して質問したいと思います。それで今この出てきた数字を初めて見ますと空いているところもあり埋まっているところもありということで、おそらく栄町の一般の公営住宅の関係では結構空きがありますね。そして、特定公共賃貸住宅のほうでは、空きが余らないところもあるということで、私の推計よりは埋まっているなというのが実感でございます。

質問させていただきますけども、例えば電源三法交付金があります、その一部を今現在住んでいる方にも適用されると思いますけども、料金を下げて貸し出すというような考えはないのでしょうか。その点をまず最初にお聞きいたします。

建設管理課長 島田幸司君

御質問にお答えいたします。

公営住宅につきましては基本的には公営住宅法に基づいて家賃設定がされておりますので、町独自で公営住宅の家賃を下げるということは基本的にはできないというふうに考えています。以上です。

1 番 高橋秀明君

幌延の場合まとまったお金がある程度ありましてね、電源三法交付金が主なんですけども、それを適用してということは絶対無理なのでしょうか。それとねもう一つですけども、公営住宅に関しては今のところで1回止めます。

町 長 野々村 仁君

電源三法交付金とかお金があるから補助するとかではなくて、公営住宅法でその一定基準がきちんと定められているということですので、むやみやたらにこういう形でそこがこういう形になりましたという個別の案件はできないということを担当課のほうに申しているところです。

1 番 高橋秀明君

三法交付金は無理だということでオーケーいたしました。それが合っているとは思いません。それで公営住宅のほうは全体の数字が出てきたのでこれはまた後で検討いたしたいと思います。

2 問目の競争入札や随意契約の取決め事の関係なんですけども、普通地方公共団体の規則で定めるもので、幌延町契約規則第26条、この点をね、文言でその規則自体がどういうふうになっているのか、おそらく単費の場合はこのぐらいとか、それと指名競争入札はこのぐらいって金額が出ていると思うんですけど、その点を教えていただきたいと思います。

建設管理課長 島田幸司君

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、基本的には単費ですとか一般競争入札は金額がこれぐらいですとか指名競争入札は金額はこれぐらいの契約、単費だから補助金だからという取決めは一切ございません。

基本的には地方自治法上で定められた入札の方法によって地方公共団体進めなければならぬということです。以上です。

1 番 高橋秀明君

ありがとうございます。

地方公共団体の規則かなり複雑で難しそうだと理解するんですけども、私も分かるようにその金額を今示すことはできないのでしょうか。これはですね、いろいろ単費の場合は購入ですね、車両、消防の車両買ったとか、病院に入れる機器を買ったとか、そういうのはおそらく随意契約でやっていないものもたまに含まれてくるんじゃないかという町民としての素朴な疑問があるんです、私自体がね。そういう面も含めてもうちょっと分かりやすいように示していただければと思います。

よろしく申し上げます。

建設管理課長 島田幸司君

基本的にこれも先ほどの町長の答弁にもありました随意契約の考え方につきましては、地方自治法施行令167条の2第1項で定められている金額を超えないものというふうになっています。その随意契約とは何ぞやというところになってくるとは思うんですけども、売買、賃貸、請負、その他の契約で、その予定価格が工事又は製造の請負については130万円以下、財産の買入れについては80万円以下、物品の借入れについては、40万円以下、財産の売払いは30万円以下、物件の貸付けは30万円以下、それ以外のものについては50万円以下というものが地方自治法施行例第167条の2第1項各号に該当する理由ということで定められていて、それについては随意契約というような方法になります。それ以外については入札の方法が違いますけれども、それ以上の金額につきましては一般競争入札又は指名競争入札で契約行為を行いなさいというふうに地方自治法上で定められています。以上です。

1 番 高橋秀明君

分かりました。思ったよりその随意契約の場合は金額が少し抑えられているなという感じはいたしました。

続きましてですね、次の質問に移りたいと思います。

道の駅構想に関する質問です。それについて町長が今説明されたんですけども、道の駅の話は主に国際交流センターで開かれた会議の中でいつも出ているんですけども、おそらくこれから私が質問することによっては、令和3年度の決算書というところにも踏み込んでしまうかもしれないんですけども、創生会議自体が開かれなくなって約2年ちょっとぐらいになると思うんですけども、そういう中でも委託料が発生している点、これ後からの分を今言っちゃうのはあれなんですけども、それをちょっと今答弁できればお聞きしたいということです。そして道の駅構想の中で町長は拠点という言葉を使っていないということだったんですけども、今この答弁の中で理解してくださいということで、公約にも掲げているということでそれはそれで理解いたします。今後ですね、この拠点構想、道の駅構想について、国際交流センターでふるさと創生会議を開く事は任期中にあるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

先ほども答弁させていただきました、それぞれこの皆さんを集めてできなかった部分でも、アンケート等々それぞれいろんな形で民意を拾い集めている部分とかというのがござ

いますので、それらも含めて整理をし、また複合的にいろんな所管をする課が横断的にありますので、その辺を整理して皆さんに議論がしやすいような形で創生会議の場に出していければということで今、指示を出しているという先ほどの答弁と同じことになるかと思っておりますけれども、そのように考えています。

1 番 高 橋 秀 明 君

日程的にあまりないと、あとコロナがどの程度収まるかということも完全には見えていませんので、その開催自体についてはこちらでも急いで要求はいたしません。

以上で私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて1番、高橋秀明君の質問を終わります。

次の質問を行います。

5 番 無量谷 隆 君

3番、通告者、無量谷隆。

2期目の公約について。

町長の任期はあとわずかとなりました。「みんなの力で夢を育む街を」「共に支え合い笑顔あふれる町を」をテーマに、町長は目指すまちづくりの重点政策であります6項目を掲げました。

①町民と行政の協働のまちづくり（地域運営組織の活動支援とコミュニティづくり）②夢と活力あふれるまちづくり（産業振興）③心豊かな人と文化を育むまちづくり（生涯教育の推進）④健やかに安心して暮らせるまちづくり（高齢者に対してのまちづくり）⑤自然に恵まれた安全で快適なまちづくり（地域防災力の向上）⑥町の新しく人の流れをつくる（地域おこし協力隊）この6項目の重点政策について本任期中の実績とその評価についてお尋ねいたします。

町 長 野々村 仁 君

無量谷議員の御質問にお答えします。

2期目の公約に関する御質問ですが、私は平成30年11月の町長選に当たり、幌延町の未来へ向け、一人一人が主役となり、夢を育み、共に支え合い笑顔あふれる幌延町を創りましょうということを旗印に掲げ「町民の総力を結集して、しごとづくり、人づくり、まちづくりを進め、人口減少に歯止めをかけ、地域を活性化し、夢を育むまちをつくる」ことを基本ビジョンとして立候補し、再び幌延町長という重責を担わせていただきました。

以来、今日までの3年と9か月の間、議員の皆様を始め、町民の皆様や職員の皆様に支えられ微力ながら私なりに全力疾走してまいりました。ここで改めて御理解と御協力をいただきました皆様に感謝とお礼を申し上げたいと思います。

私は町政執行にあたっては、町民の皆様と大いに夢を語り合いながらその声に耳を傾け、できるだけ町政に反映させていくことを心がけ、地域の人々が安心して楽しみながら住み、暮らし、働き続けられる環境づくりと、産業振興や人づくりなど、まちの未来に向けた投資やまちの魅力づくり、魅力みがきを進めてきたつもりです。

ここで御質問にあります6項目の重点施策について、今年度予算計上している事務事業

も含めて2期目の主な実績を申し上げます。

まず1番目の「町民と行政の協働のまちづくり」につきまして、私は積極的に町民や各種団体との会合に出席し町民の皆様と対応させていただくことを努めてまいりましたが、任期の後半はコロナ禍のためそれが思うようになかったことを残念に思っております。

しかし「告知端末機の更新」とともにスマートフォンからも告知放送が閲覧できるようサービスを拡充することができましたし、ホームページや広報誌、我が町の家計などを通じて、町からの情報をこまめに分かりやすく発信することができたと考えております。

また、地域運営組織の活動支援とコミュニティづくりでは「地域コミュニティ形成事業」や「集落支援事業」を実施し、併せて「地域おこし協力隊や集落支援員制度」など国の制度を活用してまちの将来を見据えながら小規模多機能自治構築ひいては過疎対策に取り組んでいます。

まちづくり計画では「第6次幌延町総合計画」と「第2期幌延町まちひとしごと創生総合戦略」を策定し、計画に沿って各種施策を進めているところです。

これらのほか、適正な「基金管理及び町債管理」を実施し、健全で効率的な行財政事務の推進にも努めてまいりました。

次に、2番目の「夢と活力あふれるまちづくり」における農業分野では、町の基幹産業である酪農、畜産の基盤を整備するために「農業用水道施設改修事業」や「草地畜産基盤整備事業」等を実施するとともに、懸案でありました生産施設の補修や機械装置の更新に対し支援を行う「幌延町強い農業・担い手づくり支援事業」や、草地改良、草地更新に係る牧草種子代を補助する「幌延町草地生産性向上対策事業」を創設いたしました。

また「生乳生産拡大事業」の改善や「酪農、肉用牛増産近代化施設整備支援事業」を実施し、生乳生産量の維持、向上や営農施設等の近代化と省力化を進めているところです。

担い手の育成では「農業支援分野の地域おこし協力隊」の導入を行い「担い手育成センター事業」と連携しながら新規就農に向けた育成に取り組んでいます。また後継者への、円滑な経営継承経営参画を促し、経営基盤の強化と地域農業の持続的発展を図ることを目的とする「幌延町農業経営継承奨励事業」を創設しました。

森林整備事業では、林業の振興を図るため、町内の私有林整備に対し補助を行う「幌延町森林整備促進事業」を創設しました。

商工分野では、商工会と連携しながら、商工業の活性化に取り組んでまいりました。特に、コロナ禍の影響等で経営が圧迫されている事業者のために、事業継続や経営安定化を図るため緊急経済対策として「経営持続化緊急支援給付金事業」や「プレミアム商品券発行事業」、「感染リスク低減・事業継続支援事業」等を実施しました。また今期も「商工業等振興促進事業」を継続するとともに、経営力の向上や担い手の確保と育成を図るために、1期目に創設した事業をパワーアップさせ「経営力強化実装支援事業」や「第2期雇用、人材育成支援事業」を実施しています。更には今年度から地域経済規模の維持と事業承継後の経営安定化を図るために「商工業事業承継奨励事業」を実施しています。

地場産品開発では「食・ブランド創出事業」や、ミズナラ樽熟成ワインを始めとする酒類の製品化に取り組むとともに、ふるさと納税返礼品の充実を図り増収につなげております。

観光では、「観光分野の地域おこし協力隊」を活用しながら、トナカイや青いケシといった独自の観光資源やサロベツ原野など既存の観光資源の魅力向上と情報発信に努めてまいりましたが「交流拠点整備」構想の具体化につきましては、コロナ禍の影響により思うように検討が進まなかったことは否めません。

研究分野では、今期最大の懸案事項でありました「幌延深地層研究計画」の期間延長深度500mの坑道掘削決定に尽力してきたと考えております。また併せて「幌延地圏環境研究所」の存続にもつなげられたと自負しております。

エネルギー分野では、再生可能エネルギー事業の誘致等に取り組みました。成果として、「大規模送電事業に係る工事部隊の拠点」を元町に誘致し、浜里地区における風力発電事業についても「浜里ウインドファーム」として60.2メガワット14基の風車建設が推進されております。また「オトノルイ風力発電所更新計画」も進められております。

「家畜ふん尿バイオマス利用」についても、町内がノンファーム型接続の対象エリアとして示されたことから、高電圧売電を前提とした調査検討を進めているところです。

次に3番目の「心豊かな人と文化を育むまちづくり」における学校教育分野では、高度情報化時代に対応した教育環境を充実させるため「GIGAスクールネットワーク整備」と「一人一台タブレット端末整備」を行い「AI型ドリル教材の導入」を推進しました。

また「教育活動支援分野の地域おこし協力隊」を配置するとともに、漢字検定や英語検定への助成や学習支援塾活動運営への補助など「児童生徒学力向上支援事業」を実施しました。

社会教育分野では「総合体育館、総合スポーツ公園施設の改修」や「東が丘スキー場管理棟の整備」など社会教育施設の整備、改修を行いました。

次に4番目の「健やかに安心して暮らせるまちづくり」における保健、医療、福祉分野では「新生児聴覚検査助成制度」を創設し、インフルエンザ予防接種の助成額を拡大するとともにワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策を実施しました。また、地域包括ケアシステムの充実を図るため、「訪問看護サービス」を受けられる体制を構築し「外国人介護人材育成支援事業」によりこざくら荘の介護人材確保を支援しています。医療では、診療所の国保直診化を実施するとともに、施設の一部を改修し医療機器の更新や「発熱外来」を開始しました。

子育て支援分野では「幼児教育、保育の無償化」に取り組み、認定こども園、へき地保育所及び障がい児通園施設の利用者負担額軽減を実施し、安心して子育てができる環境づくりに努めております。

次に5番目の「自然に恵まれ安全で快適なまちづくり」におけるインフラ整備の分野では、「町道各路線の改良や補修」と「橋梁長寿命化改修」を順次進めています。また、「除雪機械等の更新」も計画的に実施するとともに建設業界と連携して道路維持体制を確保しています。国道、道道関係では「天塩防災事業の推進」や「道道の補修」等について、関係機関への要請により整備が進みつつあります。

水道、住宅では、幌延簡易水道と問寒別簡易水道の統合を行い、将来的な地区営農用水道との統合も見据えて「会計の公営企業化」を進めており、また公共下水道施設や公共住

宅の適切な維持管理を図るため「長寿命化改修」を計画的に実施しています。

公園では、「名林公園の樹木診断と環境整備」を実施し「山村広場の遊具施設を再整備」しました。

生活交通の分野では、住民の生活交通対策として新たに「地域公共交通活性化基金」を創設し、バス事業への補助を継続して生活交通路線等の確保を図るほか、「地域公共交通運営事業」として有償運送構築に向けた地域交通実証実験や、高齢者等の交通弱者や自動車運転免許証返納者の日常生活における利便性向上を目的としたハイヤー利用運賃助成制度を実施しています。

環境の分野では、西天北五町衛生施設組合事業として「使用済み紙おむつの燃料化事業」を実施し、一般廃棄物処分場の使用年限の延長と将来整備が必要となる第2処分場の規模縮小によって将来的な財政負担の軽減を図ることができました。また、その事業で生産されるペレット燃料を燃焼し化石燃料を削減するためのボイラーをこざくら荘に整備するための支援を行いました。

消防、防災の分野では「消防車、指令広報車及び高規格救急車」を更新し消防及び救急体制の強化を図りました。また「幌延町強靱化計画の策定」や「防災ハザードマップの改訂」を行い「防災資器材や備蓄品のストック」も進めています。

次に6番目の「まちへ新しい人の流れをつくる」においては、地域おこし協力隊の受入れを観光振興分野に加えて、集落支援、教育活動支援、農業支援にも拡大しました。また、移住促進住宅改修や転入に係る公営住宅入居基準の緩和を行い、転入しやすい環境づくりに努めました。さらに今年度からは、空家等対策計画の策定に着手し、今後、空家等の活用によっても移住定住を図り、まちへ新しい人の流れを作りたいと考えています。

以上、私の2期目における実績の代表的な部分を述べてまいりましたが、議員御承知のように、幌延町の人口減少に歯止めをかけるまでに至っておらず、過疎対策を始め高齢化対応のまちづくりや、産業振興、まちの拠点、学校など公共施設の整備については課題として残っているものの、私はこれらの課題を含めたまちづくりに真摯に取り組んできたことを申し上げ答弁とさせていただきます。

5 番 無量谷 隆 君

6項目の中で随時進めて聞いていきたいと思えます。

ある程度、6項目ありますけども、これで2期目ということなので、年数はたっている町長であります。その中で①の人材育成の中においては、なかなか人材育成といっても先ほど前質問者が言うとおりになかなか進まない状況であります。そういう中で年齢とともに行政改革を進めていただきたいなと思えます。そういう中で、私が町長に思うには、やはりある程度積極的に取り組んで落ちついていただけるような行政職員という形で進めていただきたいなと思えます。町長の任期中については問寒別生涯学習センター、問寒別消防支所という形で、建設インフラを進めてまいりましたが、やはりなかなか目に見えてこない分野でもあります。そういう中でよくやってくれているなと思っております。

そして2番目の夢ある活力あふれるまちづくりの中で、やはり1番、産業振興という形であるんですけども、幌延町の基幹産業は酪農でありますけども、なかなか成果が見えて

こない。

いろいろと施策はやっているように感じております。本当にこんな年数がたたないと成果が出てこないのかなという感じがいたします。

酪農に関しての農業用水から始め、草地、あるいは近代化、生産事業だとかいろいろな形で酪農に支援するような形を執っていますけれども、なかなかこれ成果が表れてこない、農協さんとも絡む部分もありますけれども、やはりここで幌延町がもう少し町として積極的に推進してほしいなという感じがしました。ですから、牛乳拡大等やりましても頑張った農家さんに聞きますと、頑張っても所得制限でこの補助事業は受けられないということでもあります。そういう長年の中山間地事業なんですけれども、ある程度年数、3期、4期ぐらいになりますか、そういう中で時代の流れとともに所得制限が上がっていないという形でもあります。これらを始め国に要請するような形で、所得制限の上限を上げていただくというような感じにしないかと農家はこれ頑張っても頑張っても追いつかない、頑張ればまた上からがっぱり取られるというような感じなんですけれども、そういう中でやはり農家の苦戦が非常に目に付くなと思います。そういう農業振興あるいは産業振興について、町長、更にこれを強化するためには施策としていかがなものでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

産業振興についても今までも一生懸命取り組ませていただいたと思っています。

ただ、今議員がおっしゃったとおり、それぞれ、そうしたら根のついたような下まで浸透しているかというところではなかったというところは否めないところかなという気がしてございます。どのような形でこの経済団体と我々行政とどのようなマッチングすることが一番最善なのかということ自体がなかなか見えてこないで年数がたったのかなという気は私どももしてございます。

ただ、酪農自体は基幹産業でありますし、幌延側としてでも今回の農地防災について大々的な国の事業として事業が確立できたということも含めて、それに合わせることで、今年度そういう趣旨の補助もくみ上げてそこを救っていこうという、そういう対策の補助事業でもございましたので、それらを行政として農家の皆さんに少しでも明るい先の未来が見えるような形でということは少し努力をしているつもりでもあります。

ただ、先ほどからありました中山間事業の卒業生のメンバーにつきましては、これはいかんせん国の定めるところに乗った直接支払金の部分でございまして、所得がこれ以上あったらもう自立できるよねというところで卒業させられる、「何だよ」というお話も我々としてもお聞きをしているところなんですけれども、中山間という恵まれない土地自体で営農するに当たってその負担を少しお手伝いするための事業であったという国の制度でもあります。ただ我が町ではそんな急傾斜とかという所ではなくて、逆に言えば泥炭で沈んでいくような所でもありますけれども、そういう所も認められてこの中山間の事業には乗っているところの一部はあると思うんですけど、卒業されるその範囲内を少しでも押し留まらなきゃ駄目だということで、いろんなことで我々も、お話をしたところなんですけれども、やっぱりいかんせんその方針は全国一律で動いていまして叶わなかったということでもあります。

ただ以前より広がった間口というのがそれらも含めた中ででも多面的機能、事業があります。少しでもそういう形で上手に使っていただければ、昔は地域全体で集落全体の仕事でないということでもありましたけども、農道だ横断管だ、そういうところでも、その多面的利用を使っていただきながら、まだそこには所得の制限とかという話ではなくて使えるというところもありますので、以前の多面的とちょっと違って多面的のところでも少し利用をそれぞれ地域の方々と相談しながら使っていただけることによって、いかばかりの手助けにはなるのかなという気は私自身でもしています。

この卒業案件につきましては、所得がこれだけあったら卒業ですという所得案件については、力不足でなかなか国を変えるというところまでいきませんので、ここの時点でこれをこうしていくということには、なかなかならないですけども、一応いろんな形で自治体としてできる限りの支援は我々としても考えていっているところでもありますから、また議員の皆さんのお知恵を借りながら、こういうことで地域全体を盛り上げていかなければならない施策がこうであるということをお指摘いただければ、またそれはそれのときにそれぞれ議論しながら組み込んでいくべきものだと考えてございます。

5 番 無量谷 隆 君

町長が言うように、やはり中山間事業は国の事業であります。なかなか改善することはできませんけども、小さな町の声としてやはり町長も将来国の行政に対しても意見は述べていくべきでないのかなという感じはしております。そういう中で幌延町としては、それを網羅するような感じでいろいろと施策が出されているというような感じがいたしますけれども、その施策の中でちょっと使いづらい部分が多々あります。そういう中で今後、充実した酪農ができるためにも、これからも手を緩めることなく農業支援の産業振興という形で進めてほしいと思います。

また、森林事業の中でもありますけども、森林整備事業が創設されました。そういう中でもう一方環境税等が段々入ってくる時であります。環境税についても幌延では2,300万ほどの基金を持っておりますけれども、やはりこれを有効に活用するような、幌延の森林開発、あるいはそういう促進を進めていただきたいなど。50年のゼロ政策というか、再生エネルギーの補足というか、そういうものに対しても積極的に必要でないのかと今後思いますので、その辺いかなものでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

それぞれこの譲与税を頂いて預かっているその立場からも、私有林のそういう整備に係る意欲的なそういう財産の構成というもの、また林業は再び少し熱を浴びるかのごとく今木材が上がっているところ、この勢いも含めて今後どのような林業施策を展開していくか、また環境譲与税をどのように上手にして森林整備をしていくかということが大きな課題になるかと思っています。一長一短いきなりぼろぼろとこうやれるということではありませんけど計画的にその予算の範囲内でやっぱり進めていくことが肝要であるとも私も思っております。

5 番 無量谷 隆 君

国で掲げているゼロ政策という形で一步前へ進めてほしいなと言う感じがいたします。

それに、商工会に関してですけれども、商工会の絡みの対策として、プレミア券の発行という形で、幌延町は第1、第2弾という形でいろいろな考え方でやっています。

そういう中である程度、テイクアウトと言えども、今や宅急便で玄関先まで届くというような状況であります。ですから幌延町もこういうことをやるならある程度、お弁当毎日頼みたいけども、ある程度、取りに来ていただければ出しますよというような言い方なんですけど、だから町民のお年寄りから非常に意見が出たんですけどもなかなか歩いて行けませんよと。ですから、ついつい商品券が余ると言われるんだよね。飲食店の商品券余らせてこれ以前にはその分ちゃんと出していますよという言い方もするかもしれないけども、やはりその辺、ある程度、商品券の管理、あるいは今有名シェフが作った料理が自宅まで届く時代なのに何で幌延町は自宅まで届かないのと。せめて団体でまとめて、配達する人を雇ってでも、ある程度配達してほしいなというのが年寄りの意見であります。お年寄りは歩くことにちょっと抵抗を感じているような状況でありますのでよろしく願いいたします。

以上、そこまでといたします。

原子力機構の絡みで深地層研究が一応500mまで進みました事が決定しましたので、当初の建設がやっとな実になるのかなと、それでも限定付きの年数であります。限定付きであるからにして、この第3、第4と言いますか、それらについての、国のプロジェクトというか、そういうものも今後計画するような幌延町で試験研究あるいはそういう関連するような事業を誘致するような気持ちはないのか、その辺町長お聞きいたします。

町 長 野々村 仁 君

いまだ延長をし、ようやくPFIの契約にもう少しでなろうとしているところで、まだようやくその引き続き延長線の継続のつなぎ目のところでもありますから、今のところその合同プロジェクトも含めて確認会議が7月によりやく終わったという節目でもあります。

この先が何かないのかということ自体で、そこで論じている話でもなかったということですけども、将来に関してということであれば、それぞれ将来について今後も何がこの研究にあるのか、研究の実施をしているというか研究をしている機構さんのほうからの計画書がそういう計画で国に認められて、これが、こういうそ上に上がったという年数が、令和10年までというその区切りで来ておりますから、我々何を研究してほしいとかという研究題材も持っていませんし、そこに知識をいっぱいとらえているわけでもないですけども、こういう研究は大切なことであるということと、今後原子力政策がどんな形であろうと今存続している使用済みの部分の処分のこと自体は、将来的にもずっとこう長くやっばり研究が必要なことであろうという認識は個人的に持っていますが、今の事業の中でこれもあれもという話は今のところ私のところでは考えてなかった。ここは、今このプロジェクトと確認会議がきちんと次の年数に遅れることなくやっていけることがまず大前提のまずそこがスタートだと私自身は考えています。

5 番 無量谷 隆 君

原子力、深地層の研究については、継続して更なる国家プロジェクトを誘致するような形を進めていただきたいと思います。

そしてまた再生エネルギーというか風車等が幌延町でも入れ替えするような形で幌延町の中で音類の風車の入れ替えという形で更新されます。

そういう中で、かなり、企業がそれに続いて入って来ております。そういう中ですけれども農家の、再度町長が掲げていたバイオマスについてはなかなか進行しない。これは農家負担が非常に大き過ぎるというイメージがあります。ですから農家サイドがゆるくない段階において、ある程度町が腹くくって町が実施するような形でないとバイオマス事業ができないのではないかなって感じはしていますけれども、町長の最後の感じとしてはいかがなのでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

まさしく議員御指摘のとおり負担が大きいということ自体、それも個別でという進み方をしてきたときに、どうしても、電気を売ること売電ができないというそういう形で進んできたものですから、小型電力で売ってという形をしていくと、なおさらそのギャップが大きかったと。昨年度ようやくノンファームが開けてきたということの情報を得ながら、ノンファームだったらどうなんだろうというその話にやっぱりなってきたと。そうすることによって、売電収入を減価償却に回しながらどのぐらいの負担を減らせるか、また役場がどの程度負担をしていけば農家の皆さんが「うん」と言ってくれるかということの策定にかかるというところに差し掛かっているものだと思います。それぞれ説明会や何やらで今度シミュレーションをこの程度という形を実際に皆さんが聞きながら進めていく、そういうことでやっていければいいかなと思っています。

ただこのウクライナ情勢の中で今肥料代、飼料代、燃料、生産資材高騰している中で本当に農家の皆さんに、牛舎自体も投資してないところにそこにお金をかけさせるということ自体はいかがなものかということを考えれば、本当に議員おっしゃるとおり町が全部作るよみたいな話をすれば一番、事は早くて、そうだという話になるのかもしれないですけど、そうしたらその利用頻度、将来使って20年間持続してその施設を使えるかどうかということ自体を的確に捉えないと、町がそういう形で全部投資をしてやっていく建物としてはいささか少し意味深いものがあるのかなというような気が私自身もしています。

どっちにしても今のこの情勢の中で、これを皆さんの負担を取りながらやっていくこと自体がどうなのかということも含めて、またノンファームでやったときに皆さんに御公表してなかった、そういう負担の部分の割合がこう変わるよねということも併せて、それぞれいつか機会を持ちながら説明ができたらということできておりましたけども、また今年度もそれぞれ、私ども地元でも数多くのコロナ発生があって、他方から入って来ていろんな形で教えていただくことがなかなかできなかったということ踏まえて、それぞれ今度はどういう状況下になるか分からないですけども、少しでも早い時期にこのノンファーム型になったときの試算そのスケジュール感を皆さんと協議できればというふうに考えてございます。

5 番 無量谷 隆 君

3番目に移ります。

心豊かな人と文化を育むまちづくりですけど、スキー場の管理棟整備という形で実行さ

れました。そういう中でもまた、総合体育館ですけれどもコロナ対策で換気扇というか換気の設備がされたんですけれども、実際行って音を聞いたら半端でない音が体育館の中響くというような状況であります。

確かに環境は良くなったんですけれども、体育館の中の音量、換気扇回すことによってすごく音が発生しております。この音対策というかそれらを何とかならないのかなって感じがいたします。そういうことを念頭にしていきたいなと思っております。

4番目、医療についてですけど、大体コロナ接種等十分に進めている段階でないかなという感じはいたします。

幌延町は発熱外来、あるいはへき地保育所の児童施設という形でいろいろ実施していますが評価される部分ではないかなって感じがします。だが高齢者に対しては、高齢者対策という形でありますけれども、そういう中で高齢者が、ちょっとフルに働けないけど少なから働けるよという人が数多く幌延町に存在します。ですから短時間の、強いて言えばシルバーセンターとかそういうような形で短時間の労働ができてお手伝いできるようなまちづくりに何とかならないのかと言う声も聞きます。

また、自分で住宅を持っている方でありまして、そういう高齢者が、いやもう年だからなかなか住宅持っても、これ死んでから処分するのは都合上非常にゆるくないという感じがしますという形で、できれば特別養護老人ホームのこざくら荘とかはあるんですけど、動けなくなってから入るような施設の前の施設、ですから老人のグループホームみたいな感じが何か、幌延町にはできないのかと聞かれます。そういう中の老人対策というか、ちょっと元気のいい老人対策というのが欠けているのではないかなという感じはするんですけど、その辺町長の考えはどうか。

町 長 野々村 仁 君

まずはその改修した体育館の扇風機の音がうるさいというお話ですけども、換気をしてあのくらいの大きな羽をつけるとやっぱり相当そのくらいの音がするのかなという、多分全室動かす話ではないのだと思うんですけども、その騒音に対してどういふ変え方をできるかとか、音を大人しくできるかというのは今後の課題の一つとして、人の数によって全て100%回さなくても換気ができる状態というのは、多分、空気の換気速度を設計する段階で出していますので、その部分としては何か出てくるんじゃないかなという気がします。ただ、我々畜産業も強制換気を付けているところは、膨大な音を立ててぶんぶん回っていますから、あのくらいの換気付けるとやっぱりそういう騒音なんだろうなと。牛さんはうるさいと言わないからいいけど、人ですからやっぱりその辺の対策は何か考えろということであれば、調査をしなければならぬのかなという気はしていますけれども、使い方の、そういうやり方をもう少し工夫したりして何とかその音を最大限縮められるような形ができるかどうかということも含めて、今後ちょびっと考えさせていただければなと思っています。

シルバーセンターは以前からも、私らも議員の時代からこういうことでやりたいということで、なかなかそういう人はいるんだけどそれをまとめて仲介をして、さっきの人材育成と同じなんですね。やっぱりその事務局サイドでそれを担ってくれる方々を探すこと、

その事務局を開くこと自体が働いてくれる人よりも、マンパワーよりもその調整役をしてくれる人がなかなかできないということが、今課題の中の一つなんだろうと私自身は考えてございます。それも含めてどのような形でそういう事務局体制を執ればいいのか含めていろんなこのシルバーセンターの人たちにお聞きをしているんですけども、今それぞれテスト的に行われているコミュニティ事業で、まちづくり共同事業組合とか、そういう組織を皆さん何人かで作ってそこに仲介をして働けることが本当にできるか、そこも事務局と同じなので、仲介をして、そうやれる人というのが育つかどうかということが大きな課題なんですけども、そういうことをやれる人がいればこのシルバー人材センターは何とか運営できる、私もマンパワーで、俺はまだ働けるぞと言われる人はいっぱいいますけども、それを取りまとめて仲介をして、そうしたらこの人はどこに行き仕事してもらおうとか、このところに行き草刈ってきてもらおうかというそういう仲介がどうやって事務局なしで動けないわけで、作るかということが1番大きな課題の一つだと思っています。

それからもう一つのグループホーム制というのはこれも、以前福祉の方でもアンケートを取った中ではそういう御希望がある。

ただ真っ当にこのグループホーム制の施設を公共的に作るということになると入居者にもすごい負担がかかるということ、国保では絶対支払い切れない形だということです。

その国保で払えない部分をそうしたらそのぐらまで安く、町がそういうグループホーム的な施設を作るかということ自体が、今議論しているというか話し合っているところの中の一つでもあるということです。

グループホーム作ること自体、計画的に事業を開いて作るということですけど、入居者にその負担を強いて入ってもらっただけの財力が国保、うちは一次産業が基幹産業で一次産業の人たち、商店の人たち含めて、国保で年金暮らししている人にとっては到底その維持管理はできないということを鑑みれば、やっぱりそこで国保の人たちでも生活ができる、本当に公営住宅並みの家賃にならないとなかなかそういう形に入ってもらえる人たちっていないのかなという、中には幾ら出してもいいんだっていう人もいましたけども、そういう人はごく僅かじゃないかなという気が私どもしています。

それぞれ話をしていないわけじゃなくて、たまたまそういう案件で何とか一つに集約したいという意向で話をしているところがありますので、今後もそこは進めていければなという気は今までしてやってきたつもりではあります。

議 長 高 橋 秀 之 君

無量谷議員、持ち時間残りあと9分となりました。質問は時間に合わせて簡単明瞭にお願いします。

5 番 無量谷 隆 君

早めに終わらせていただきます。

ある程度町長が言うように進めて、グループホームあるいはシルバーセンターという形のあるものにしていただきたいなと思います。

次に移ります。5番目に対しても、交通機関あるいはハイヤー券利用の運賃制度がやっとなんと拡充されました。利用者にとってはすごく喜ばしいことでなかったかなという感じは聞

いておりますので、今後ともより良い運営をお願いいたしたいなと思います。

そしてその中で、防災の方でちょっと聞きたいんですけども、防災資材の中で備蓄品のストックをしていると思うんですけど、食品あるいはそういう賞味期限切れるような形のものの入替えというか、これらについてどのようにやっていますか。

町 長 野々村 仁 君

賞味期限は確かめて管理をさせていただいているところですけども、各団体等が何か行事があったときに試食と称してそういう利用の仕方をしていただくというような形で消費はさせていただいております。それが、いつどこでということではなくて学校なら学校、大きなところで何かそういう活動があったときにはこの防災の備蓄品、賞味期限切れに近いやつは食べてもらおうというそういう形をしております。

議 長 高 橋 秀 之 君

無量谷議員、終了5分前以降は質問を行わないというのが原則なので、これが多分最後の質問になろうかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

5 番 無量谷 隆 君

では、あと残すところわずか、聞きたかったですけど次回にいたします。

そういう中で、最後に聞きたいんですけど、町長この今まで6項目挙げて2期目は終わろうとしております。

そういう中で町長の考えとして1期目、2期目やってきた事業に対してもいろいろとあります。そういう中で、3期目があるのかないのか。

11月15日に告示されます。そういう立起表明は町長としてこの機会でありますので、あるのかないのかその辺単純に聞きます。

町 長 野々村 仁 君

この11月15日に告示される任期満了の町長選につきましては、再度出馬をする、今、準備をさせていただいているところであります。

議 長 高 橋 秀 之 君

5番もう終わりです。

5 番 無量谷 隆 君

一応11月に立候補するというような町長の力強い言葉なんですけども、今後とも町長の考えを町民に分かりやすいようなパンフレットで、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて5番、無量谷隆君の質問を終わります。

ここで昼食のため、13時30分まで休憩します。

(12時17分 休 憩)

(13時30分 開 議)

議 長 高 橋 秀 之 君

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第6 認定第1号「令和3年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7 認定第2号「令和3年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第8 認定第3号「令和3年度幌延町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第9 認定第4号「令和3年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第10 認定第5号「令和3年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第11 認定第6号「幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第12 認定第7号「令和3年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の7件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの提案理由の説明を求めます。

副町長 岩川実樹君

認定第1号から認定第7号、幌延町各会計決算の認定について。

ただいま上程されました認定第1号から認定第7号までの、令和3年度幌延町各会計決算の認定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度幌延町各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、8月2日から8月5日までの間の4日間で、監査委員の審査をいただいている所であり、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して決算の認定をお願いするものです。

各会計決算の概要につきましては、お手元にお配りの「令和3年度幌延町各会計決算説明資料」に沿って説明させていただきます。

それでは1ページを御覧ください。

第1表は、各会計歳入歳出決算の総括表です。

一般会計から下水道事業特別会計までの7会計の決算総額は、歳入決算額6億4,467万6千円、歳出決算額6億2,703万3千円で、翌年度繰越財源額を控除した差引残高は1億6,466万3千円となりました。

2ページを御覧ください。

第2表は、各会計決算総額の前年度比較で、表の一番下、網掛け部分の合計の欄、歳入決算額の増減合計は、マイナス2億8,756万6千円で4.3%の減、歳出決算額の増減合計はマイナス3億6,661万6千円で5.6%の減となりました。

これは一般会計における減が主たるもので、歳入では特別定額給付金給付事業に係る国庫支出金の減額や町債の減額等によるものです。

また、歳出では町道改良事業や橋梁長寿命化改修事業など土木費が減少したことや、町債の償還完了に伴う公債費の減額等が主な要因です。

3ページを御覧ください。

第3表は、令和2年度から令和3年度へ繰越した繰越事業費決算額の内訳です。繰越した事業は、一般会計では、国保診療所特別会計繰出金、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業、地域内消費拡充プレミアム商品券発行事業、小学校感染症予防対策事業及び総合体育館等感染症予防対策事業の5事業で、一般会計5事業の繰越額は1億2,509万8千円、決算額は1億2,233万1千円です。

国保診療所特別会計では、診療所感染防止緊急対策事業を繰越しており、繰越額は1,945万9千円、決算額は1,941万5千円です。

第4表は、令和3年度から令和4年度への繰越事業費繰越額の内訳です。

一般会計で、産業、地域振興センター空調設備改修事業、社会保障、税番号制度システム整備事業、問寒別地区草地畜産基盤整備事業、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業及び地域内消費促進緊急対策プレミアム商品券発行事業の5事業を令和4年度へ繰越しており、繰越額は合計1億9,095万9千円です。

4ページを御覧ください。

第5表は、各会計の地方債現在高を示しています。

令和3年度末の現在高合計は36億9,342万3千円で、前年度より1億6,359万4千円減少しました。なお、令和3年度末現在高のうち、75.6%に当たる27億9,212万9千円は交付税算入されます。

4ページから5ページまでの第6表は、各会計の基金現在高です。

5ページ下から2段目の全会計の令和3年度末現在高は、前年度より3億7,764万4千円増加して60億3,630万1千円となっています。

第7表は、北海道市町村備荒資金組合納付金現在高で、令和3年度末現在高は、前年度より1,134万8千円増加して18億2,036万5千円となっています。

6ページを御覧ください。

第8表は、一般会計の債務負担行為の負担状況です。地方債と同じ性格をもつ後年度負担予定額は756万3千円です。

7ページから17ページまでは、第6次幌延町総合計画の基本計画に沿って、主要な施策の基本的な考え方や成果について整理、記述しています。

18ページを御覧ください。

一般会計の決算についてです。

第9表は、一般会計歳入歳出決算額の推移です。

歳入決算額は、前年度比6.5%減の51億1,102万5千円となり、歳出決算額は、前年度比8.2%減の48億7,752万7千円となりました。

これは、歳入については、地方交付税や繰入金が増額したものの、特別定額給付金給付事業完了等により補助金や社会資本整備総合交付金など国庫支出金が減少したことや、こぞくら荘ボイラー設備改修支援事業等の完了に伴う町債の減額等によるものであり、歳出については、町道改良事業や橋梁長寿命化改修事業などの土木費が減少したことや、町債の償還完了に伴う公債費の減額が主な要因です。

歳入歳出差引は2億3,349万8千円で、翌年度へ繰り越すべき財源9,931万円

を控除した額1億3,418万8千円が実質収支額で、前年度比5.0%の減となりました。

19ページを御覧ください。

第10表は、一般会計歳入の款別決算額の状況です。

前年度と比べ大きく増加した款は10款の地方交付税で1億791万1千円、18款の繰入金で1億2,579万7千円です。

また、大きく減少した款は14款の国庫支出金と21款の町債で、国庫支出金では特別定額給付金給付事業の完了や大型建設事業の減少に伴う補助金、社会資本整備総合交付金の減等で2億4,461万4千円、町債では、こぞくら荘ボイラー設備改修支援事業や北星園グループホーム建設支援事業等の完了に伴い3億8,802万円減少しました。

20ページを御覧ください。

町税収入の状況です。

第11表、第12表及び21ページの第13表は、年度別、税目別の町税決算額と徴収実績です。

令和3年度の税収総額は5億8,597万1千円で前年度比4.9%、2,990万5千円の減でした。法人町民税や償却資産に係る固定資産税の減収が主な減少要因です。徴収率は98.6%でした。

21ページを御覧ください。

第14表は、地方交付税の状況です。

前年度と比べ普通交付税が3.5%、特別交付税が13.5%増加して、総額で24億932万4千円でした。前年度比4.7%、1億791万1千円の増です。

平成13年度から制度化されている臨時財政対策債を含めると、総額で25億1,182万4千円、前年度比5.2%、1億2,471万1千円の増となりました。

22ページを御覧ください。

第15表は、ふるさと納税の状況です。

町では平成27年度から、ふるさと納税に該当する寄附金を「ふるさと応援寄附金」として採納しており、令和3年度の寄附金件数は2,972件で前年度より568件増加しました。寄附金総額は3,083万5千円で、前年度比26.2%、639万7千円の増でした。寄附金総額のうち1,439万2千円を返礼品経費等に充当し、残額の1,644万3千円を「ふるさと応援基金」に積み立てています。令和3年度末の基金現在高は前年度末より814万4千円増加し2,557万8千円です。

23ページを御覧ください。

第16表は、一般会計の歳入決算額についての財源構成です。

表下、網掛け欄の右隅、経常一般財源は28億8,466万8千円で、地方交付税等の増額により前年度比1.7%増加しました。

24ページを御覧ください。

次に、一般会計の歳出の状況についてです。

第17表は、歳出款別決算額対前年度比較表で、第18表は歳出款別財源構成対前年度

比較表です。

款別の主な増減事業を申し上げます。

2款「総務費」では、基金管理事業1億8,700万円の増、特別定額給付金給付事業完了により2億3,000万円の減です。

3款「民生費」では、国保診療所会計繰出金で7,200万円の増、子育て世帯等臨時特別支援事業及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で6,800万円の増、こざくら荘支援事業で、3,200万円の増、こざくら荘ボイラー設備改修支援事業完了により1億1,900万円の減、北星園グループホーム建設支援事業完了により8,500万円の減などです。

4款「衛生費」では、新型コロナウイルスワクチン接種事業で2,500万円の増、西天北五町衛生施設組合施設整備完了に伴い塵芥処理費で6,500万円の減です。

6款「農林水産業費」では、草地畜産基盤整備事業で5,400万円の増、農業用水道施設改修事業で1億3,700万円の増、道営畑地帯総合整備事業で8,700万円の減、中山間地域等直接支払事業で2,300万円の減です。

8款「土木費」では、町道改良事業で2,500万円の増、橋梁長寿命化改修事業で6,400万円の減、建設機械整備事業、問寒別除雪センター整備事業、町道問寒中間寒線道路改良事業及び山村広場遊具施設整備事業の完了等により2億円の減です。

12款「公債費」は、平成27年度に問寒別生涯学習センターの整備や総合体育館等を改修するための財源として借り入れた地方債の償還完了等により2億2,300万円の減です。

25ページを御覧ください。

第19表及び第20表は、性質別経費の決算状況です。

消費的経費については、特別定額給付金給付事業の完了などにより前年度比5.1%の減となり、投資的経費はこざくら荘ボイラー設備改修支援事業や北星園グループホーム建設支援事業の完了などにより30.6%の減となりました。

26ページを御覧ください。

第21表は、経常収支比率の推移です。

下の網掛け、歳出合計欄を御覧ください。

令和3年度の比率は71.3%で、町村で妥当と言われている70%ライン付近まで下がり改善しています。

平成29年度の80.9%と比較しますと9.6ポイント減っていますが、これは人件費の比率が増えたものの、公債費の比率が大きく減少したことが主な要因です。

27ページを御覧ください。

第22表は、事業別の町債現在高です。

令和3年度末現在高は、前年度末現在高より1億6,120万6千円減少して、33億990万5千円となりました。

28ページを御覧ください。第23表は、借入先別の町債現在高です。第24及び第25表は、投資的経費の推移等についてです。

投資的経費の大部分である普通建設事業費は、令和3年度は、草地畜産基盤整備事業、農業用水道施設改修事業、町道改良事業等により、7億7,978万6千円となり、前年度比30.6%減少しました。また、歳出全体に占める普通建設事業費の割合は、16.0%となりました。

29ページを御覧ください。

第26表は、債務負担行為の負担状況の内訳です。

令和4年度以降、支出を予定している債務負担行為の総額は756万3千円で、その内訳は、公用車の購入として169万1千円、農業経営等に係る利子補給として486万8千円、新規就農者支援事業補助として100万4千円となっています。

30ページ、31ページを御覧ください。

第27表は、特別職を含む全会計の職員の人件費の状況です。

職員総数は99人で、人件費総額は7億4,009万3千円です。前年度と比較すると、職員数は一般会計で事務職の採用等により1名の増、国保診療所会計で看護師の採用などにより2名の増、介護保険会計では一般会計間との異動により1名減となり、全体の総数では2名の増となりました。人件費は、職員の採用退職による平均年齢の微増や超勤手当の減少等により、総額で164万8千円、0.2%の増となりました。

32ページを御覧ください。

第28表は、社会保障財源化分の地方消費税交付金3,371万7千円が充てられた社会保障施策等に要する経費の状況です。

令和3年度は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の総額8億108万1千円のうち、社会福祉施策に1,875万7千円、社会保険施策に467万5千円、保健衛生施策に1,028万5千円が充てられました。

33ページからは、特別会計歳入歳出決算の総括及び概要です。

第29表は、国民健康保険特別会計の状況で、歳入決算額は3億9,674万6千円で、前年度比0.9%の減となり、歳出決算額は、3億8,609万円で、前年度比0%となりました。

歳入のうち、保険税は6,775万9千円で前年度比7.5%の減です。

道支出金は2億8,159万9千円で前年度比1.2%の増です。

他会計繰入金は2,817万5千円で前年度より252万8千円、9.9%増加し、繰越金は1,434万1千円で前年度比37.1%の減です。

歳出のうち保険給付費は前年度比14.2%増の1億8,342万8千円となり、北海道へ納付する保険事業費納付金は前年度比3.2%減の1億608万8千円となりました。また、諸支出金のうち国保診療所特別会計への繰出金は、歳入の特別交付金減少により2,887万4千円減の7,203万6千円です。

34ページを御覧ください。

国保への加入状況は、令和3年度末で326世帯、549人でした。

一番下の表の受診率は111.8%と前年度より8.5ポイント増え、被保険者一人当たりの保険料現年度調定額12万5,117円に対し療養諸費は33万4,113円で、前

年度と比べ6万3,711円増加しました。

35ページを御覧ください。

第30表、国民健康保険診療所特別会計の状況についてです。

歳入決算額は4億3,622万6千円、歳出決算額は4億3,615万5千円で、前年度と比べ歳入では25.5%、歳出では25.8%の増となりました。

増加の主な要因は、医療機器等整備事業や空調設備等改修事業実施により、歳出事業費とそれに伴い一般会計繰入金が増加したものです。

歳入のうち一般会計繰入金は2億2,957万6千円で前年度より9,178万9千円、66.6%増加しました。

これは、診療所業務費や医療機器等整備事業費など歳出で8,935万2千円増加しましたが、国保直診化に伴う国保会計からの繰入金が7,203万6千円となり、前年度より2,887万4千円減少したことや、新型コロナウイルスワクチン接種に係る診療受託料など諸収入が2,527万円増加したことが主な要因です。

下段の業務量に関する表になりますが、歳出総額に占める料金収入等の割合は30.9%で、前年度と比べ0.4ポイント減少しました。

1日平均の入院患者数は5.3人で、前年度より0.3人減少しました。また、1日平均の外来患者数は55.8人で、前年度より1.5人増加しました。

36ページを御覧ください。

第31表後期高齢者医療特別会計の状況についてです。

歳入決算額は4,326万7千円で、前年度比6.6%減少しました。

うち保険料が1,785万4千円、繰入金は2,520万1千円で、前年度より328万3千円、11.5%減少しました。

歳出決算額は4,314万8千円で、うち総務費が276万3千円、広域連合納付金が4,037万6千円です。

年度末の被保険者数は、339人で、前年度末と比較して15人の減少でした。

37ページを御覧ください。

第32表、介護保険特別会計の状況についてです。

先に、保険事業勘定です。

歳入決算額は2億1,600万4千円で、前年度比9.5%の減となりました。

うち保険料は3,894万3千円で、前年度比1.3%の減です。

一般会計からの繰入金は4,772万5千円で前年度より1,197万9千円、20.1%減少しました。

歳出決算額は1億9,961万9千円で、前年度比10.8%の減となり、うち保険給付費は、前年度比2.8%増の1億5,609万7千円となりました。

次に、介護サービス事業勘定です。

歳入決算額及び歳出決算額は同額で711万2千円、前年度比5.0%の減となりました。

歳入のうち、一般会計繰入金は243万6千円で、前年度より212万7千円、46.

6%減少しました。

38ページを御覧ください。

年度末の第1号被保険者加入者数は641人で、前年度末と比較して18人の減少でした。

居宅介護及び介護予防サービス計画の作成件数は565件で、前年度と比較し252件、8割の増加でした。

39ページを御覧ください。

第33表、簡易水道事業特別会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。

収入決算額は5,481万4千円で、前年度比1.3%の減となりました。

営業収益のうち、給水収益は4,818万4千円で1.3%の減、給水戸数は4戸減り1万2,604戸です。また、施設の利用状況を表す有収率は94.65%で、前年度より0.63ポイント減りました。一般会計繰入金は1千円です。

支出決算額は3,943万3千円で、前年度比2.7%の増となり、収益的収支の差引は1,538万1千円で、前年度比10.2%の減となりました。

次に、資本的収支についてです。

収入決算額は2,469万円です。

うち一般会計繰入金は759万円、前年度より253万2千円減少しました。

支出決算額は2,700万5千円で、地方公営企業法適用化事業の増加により前年度比31.1%の増となりました。

資本的収支の差引は231万5千円のマイナスです。

会計全体では1,306万6千円の黒字で、前年度比13.3%の減です。このうち982万2千円は、基金に積み立てており、収支合計は324万4千円の黒字、前年度比25.0%の減となりました。

41ページを御覧ください。

第34表、下水道事業特別会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。

収入決算額は8,454万円で、前年度比2.0%の減です。

営業収益のうち、下水処理収益は3,814万2千円で1.8%の減でした。

営業外収益のうち、一般会計繰入金は4,634万1千円で前年度より100万6千円、2.1%減少しました。

支出決算額は8,440万9千円で、前年度比2.3%の減となりました。

次に、資本的収支です。

収入決算額は9,025万2千円で前年度比4.6%の増、支出決算額は9,038万3千円で5.0%の増です。

収入のうち、一般会計繰入金は4,986万5千円で前年度より45万1千円、0.9%減少しました。

支出のうち、建設改良費は合併処理浄化槽1基の整備、下水道管理センター水処理設備

の更新など2,927万1千円で、前年度比24.7%の減となりました。

会計全体での収支合計は0円です。

42ページを御覧ください。

令和3年度末の町債現在高は3億5,687万8千円です。

年度末の接続戸数は前年度より6戸増え936戸、年間総処理量では3.1%の減、水洗化率は96.79%、合併処理浄化槽設置基数は139基となっています。

43ページから45ページまでは、普通会計での決算の状況を示しています。

45ページの第37表は、普通会計での財政指数の状況です。

「経常収支比率」は71.3%で、前年度より5.1ポイント減り「財政力指数」は22.7%で、前年度より0.7ポイント減り「実質公債費比率」は6.3%で、前年度より1.5ポイント減りました。

46ページ以降につきましては、令和3年度の主な事業の概要とその成果及び課題を整理しています。

以上、令和3年度幌延町一般会計及び各会計決算の概要を申し上げまして、認定第1号から第7号までの提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する、令和3年度幌延町各会計決算審査特別委員会を設置の上、これに付託し審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は議員全員をもって構成する、令和3年度幌延町各会計決算審査特別委員会を設置の上、これに付託し審査することに決定いたしました。

第1回特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長は年長の議員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

(14時02分 休 憩)

(14時09分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第13 報告第1号「令和3年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」及び日程第14 報告第2号「令和3年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号を一括議題としたいと思えます。

報告第1号及び報告第2号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早坂 敦 君

ただいま一括議題となりました報告第1号「令和3年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」、報告第2号「令和3年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の提案理由の説明を申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付け議会に報告するものです。

報告第1号の財政健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称で、財政の健全化や再生の必要性を判断するための指標です。

令和3年度決算に基づく実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を表したものですが、実質赤字額が発生していませんので該当ありません。

連結実質赤字比率は、町の全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を表したものです。これも実質赤字額が発生していませんので該当ありません。

次に、実質公債費比率は、一般会計等で負担する地方債の元利償還金等が、標準財政規模を基本とした額に占める割合の3か年平均で、平成31年度から令和3年度までの平均が6.3%になり、前年度と比較すると1.5%低下しています。

この要因は、平成29年度の起債借入れから償還期間を5年から10年に延伸したことにより単年当たりの元利償還金が抑制されたことなどによるものです。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高、債務負担行為の支出予定額、退職手当に係る負担見込額、一部事務組合の地方債償還に係る負担見込額など、一般会計等で将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表したものです。将来負担すべき負債が発生していませんので該当ありません。

四つの指標の下段にある括弧書きの数値は「早期健全化基準」で、基準以上の数値になると「財政健全化計画」の策定が義務づけられますが、本町の数値は基準を下回っていることから財政健全化計画の策定対象にはなりません。

次に、報告第2号の資金不足比率につきましては公営企業会計ごとの資金不足が事業規模に占める割合を表したもので、経営状態の悪化度合いを示す指標になります。本町では簡易水道事業と下水道事業の二つの特別会計が対象になります。

令和3年度の資金不足比率につきましては、二つの会計ともに資金不足額が発生していませんので該当ありません。

資金不足比率の下段にある括弧書きの数値は「経営健全化基準」で、基準以上の数値になると「経営健全化計画」の策定が義務づけられますが、本町の数値は基準を下回っていることから経営健全化計画の策定対象にはなりません。

健全化判断比率と資金不足比率は、基準を下回り健全な財政状態が保たれていますが、

今後も健全な財政運営に努めるとともに、町広報紙やホームページなどで町民の皆さんに町の財政状況や健全化判断比率等の指標を公表いたします。

以上、報告第1号及び報告第2号についての提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君
これより質疑を行います。

3 番 齋 賀 弘 孝 君
健全化判断比率審査の方についてお伺いします。

令和3年度の健全化判断比率、実質公債比率6.3%って出ているんですけども、令和3年度だけでは、ここの値は幾らぐらいになるのですか。

総務財政課長 早 坂 敦 君
お答えいたします。

令和3年度単年度でいきますと4.7%となります。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

令和3年度単体だけだと4.7%ということで、まだ決算審査をしていないんですけど、決算審査の議案書で決算書を見れば歳入と歳出、差引きではここ平成29年からの5年間では最高の2億3,300万余りが残ったったというか差引きして残ります。

これは今年度コロナで、いろいろな町の行事が予算化していたんだけどできなかった、また補助金をもらっている団体もそれぞれ活動が制限されてできなかったなどなど、いろいろなことがあり予算が予定どおり使えなくこのように2億3,000万余りのお金が残ったということになります。

もしここで、来年以降ですよ、今年もそうなんですけども、そのコロナ終息してですねいろいろな町の行事とか補助を受けている団体が満度に補助金を使って行って、予算が使われたとしてですね、1億1,000万ぐらいを使ったとしても余剰金が残るわけで、平成31年の1億1,900万よりは次年度繰越しが多くなると思います。この表の中にあるように1億1,000万余りを仮にいろんな行事で使ったとしても赤字が発生しないから健全な状態にあると認められる、だから1億1,000万使ってもまだ赤字にならない限り幌延町健全な状態であるというふうに考えてよいのか伺います。

総務財政課長 早 坂 敦 君
お答えいたします。

今、議員の方からおっしゃられたとおり、基本的なところ、やはりその赤字が出ているか出ていないか、というようなところでの判断という形になりますので、基本的なところでは大丈夫だというような判断になるかと思います。

しかしながらこちらですね判断が3年間の平均という形になりますので、こちら当たりは単年度で見るのではなく、複数年度での判断という形になろうかと思います。以上です。

3 番 齋 賀 弘 孝 君

3年の平均で今、ここ埋まったんですけども、3年間コロナでこう大変だったと、それで、残余が残ってきたわけですよ。だから、ここでもし仮に行事が満度に行われて1億1,000万余り使ったとしても、平成31年に1億1,900万しか残余なかったわけですよ。

から、それぐらいになっても、当時も健全な経営の幌延町であるというふうに監査報告ありますので、同じようなことですねということをちょっともう一度確認します。

総務財政課長 早坂 敦 君

今議員のほうから御指摘のあったとおりということでございます。

議 長 高橋 秀之 君

よろしいですか。他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第1号及び報告第2号は報告済みといたします。

日程第15 同意第1号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第1号についての提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第1号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

4月30日をもって退職されました木澤瑞浩氏の後任として、新たな教育長に青木順一氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

青木氏の住所は、留萌市寿町3丁目7、生年月日は昭和42年3月11日で満55歳。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により3年であり、令和4年10月1日から令和7年9月30日までであります。

青木氏につきましては、平成2年3月に北海道教育大学函館分校卒業後、平成2年4月に小平町立小平中学校の教諭として教鞭を執って以来、中学校教頭や各教育局において指導主事、義務教育指導班主査、教育支援課長、北海道庁、北海道教育庁学校教育局義務教育課課長補佐を歴任され、現在は留萌教育局において、義務教育指導監として御活躍されております。

今後ますます多様化する教育行政に、これまで蓄積された知識、経験を生かし、その手腕をいかに発揮していただけるものと思いますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 高橋 秀之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意第1号は、討論を省略し原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第16 同意第2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

同意第2号についての提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

同意第2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案理由を申し上げます。

佐藤委員につきましては、令和元年11月から教育委員として御尽力いただいているところであり、この9月末日をもって任期満了となることから、再度、佐藤友子氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏の住所は、幌延町元町23番地14、生年月日は昭和51年8月2日で、満46歳、今回教育委員として議会の同意を求める任期は、令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間であります。

佐藤氏は教育委員のほか社会教育委員や教育支援委員会委員としても、幌延町の社会教育、学校教育の振興に寄与され、教育関係に深くかかわりを持たれております。

また、民生委員としては社会奉仕の精神を持ち、常に住民の立場に立って相談に応じるとともに必要な援助を行うなど社会福祉の増進に努められ、人権擁護委員としては人権の尊重に深い理解を寄せて人権相談を受けるなど人権の考え方を広める活動もしております。

地域からの信望も厚く、これまで培われた知識や経験を基に、幌延町の教育の発展に御尽力いただけるものと考えておりますので、御同意のほどお願い申し上げます。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意第2号は、討論を省略し原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第17 同意第3号「幌延町功労者表彰につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

本案につきましては、地方自治法第117条の規定により私は除斥の対象となりますので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長が議長の職務を行います。

ここで暫時休憩します。

(14時26分 休憩)

(高橋議長退場)

(14時26分 開議)

副議長 西澤 裕之 君

休憩を解いて会議を再開します。

地方自治法第106条第1項の規定により議長が退席の間、私が代わって議長の職務を行うこととなりました。よろしくお願いします。

ただいま議題となっております同意第3号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早坂 敦 君

同意第3号「幌延町功労者表彰につき同意を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

幌延町の表彰式は、幌延町表彰条例第10条の規定に基づき隔年で実施することになっており、本年はその年に当たりますので幌延町表彰条例第3条の規定に基づき別紙のとおり高橋秀之氏、大平昌司氏、松永継男氏の3名を幌延町功労者として表彰いたしたく議会の同意をお願いするものです。

2枚目の別紙を御覧願います。

いずれも、幌延町表彰条例第3条第2号に基づく規定年数を満たしている自治功労者の対象でございます。

高橋氏は、平成19年5月から現在まで15年4か月の長きにわたって「町議会議員」として町政推進に御尽力を賜わり、更に平成27年5月から平成31年4月までは副議長、令和元年5月から現在まで議長を歴任し、地方自治の振興に大きく貢献されております。

続いて大平氏は、地方税法第423条第3項に基づいて選任されております「固定資産評価審査委員会」の委員として平成16年3月から現在まで18年5か月の長きにわたり努められております。

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができると規定されており、これらの申し出があった場合に審査及び決定その他の事務を行う機関の委員となります。申し出の有無にかかわらず設置しなければならない法律に規定された行政委員会の委員となっております。

続いて松永氏は、平成20年4月から現在まで14年5か月の長きにわたって「北留萌消防組合幌延町消防団長」として、町民の生命や財産を守るため献身的な努力によって地方自治の振興に大きく貢献されております。消防団歴としましては昭和51年3月に幌延町消防団の団員に任命されてから現在まで46年5か月の長きにわたり務められております。

この度の功労者対象の方につきましては、高潔な人格と識見により人々からの信頼が厚く、その徳望は町民の皆さんが認めるところであり、町政の振興と発展に大きく寄与し、功績は誠に顕著であります。

本件につきましては、8月24日に表彰審議会で審議いただき、同日承認の答申をいた

だいているところであります。議会におかれましても御同意くださいますようお願い申し上げます。同意第3号の提案理由といたします。

副議長 西澤裕之君

これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、同意第3号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上をもって交代をいたします。ここで暫時休憩します。

(14時29分 休憩)

(高橋議長着席)

(14時30分 開議)

議長 高橋秀之君

休憩を解いて会議を再開します。

日程第18 議案第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早坂敦君

議案第1号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正は、人事院規則が令和4年6月17日に公布され、関連する地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴う関係条例の整備であり、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に伴う改正です。

それでは、お手元に配布の新旧対照表により御説明申し上げます。

なお、上位法改正に関連する所要の改正につきましては、説明を省略させていただきます。

始めに1ページの第2条第3号アの改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和する改正で、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合、子の出生日から起算して8週間と6か月を経過する日までに育児休業を取得できるものとする改正です。同じくイの改正から3ページの第2条の4までの改正は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日及び2歳到達日とする要件について夫婦交替での取得や特別の事情がある場合などにも、より柔軟に育児休業を取得できるものとする改正です。

4 ページの第 3 条の改正は、再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除し、また任期を定めて採用された職員について、任期の更新等が行われた場合の規定を整備する改正です。

最後に 5 ページの附則であります。第 1 条は施行期日に関する規定で、この条例は、上位法と同様、令和 4 年 10 月 1 日から施行することとしており、第 2 条では計画書の名称変更の影響を考慮した経過措置を規定しております。

以上、議案第 1 号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております。議案第 1 号は、討論を省略し原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 2 号「幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」についての件を議題とします。

議案第 2 号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早 坂 敦 君

議案第 2 号「幌延町議会議員及び幌延町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を説明します。

この度の改正は、公職選挙法施行令が令和 4 年 4 月 6 日に公布されたことに伴い、本条例も選挙運動の公費負担限度額を法施行令と同額と規定していることから同様の改正を行う必要が生じたことによる改正です。

それでは、お手元に配布の新旧対照表により御説明申し上げます。

1 ページ、第 4 条第 2 号アの改正は、選挙運動用自動車の使用に関し一般運送契約以外の契約で自動車を借り入れた場合の 1 日当たりの公費負担限度額 1 万 5,800 円を 1 万 6,100 円に、同じくイの改正では当該自動車の燃料供給契約をした場合の 1 日当たりの公費負担限度額 7,560 円を 7,700 円にそれぞれ引き上げようとするものです。

第 8 条の改正は、選挙運動用ビラの作成に関し、1 枚当たりの公費負担限度額 7 円 51 銭を 7 円 73 銭に引き上げようとするものです。

2 ページの第 11 条の改正は、選挙運動用ポスターの作成に関し 1 枚当たりの公費負担限度額、525 円 6 銭を 541 円 31 銭に、また企画費に相当する基準額 31 万 500 円を 31 万 6,250 円にそれぞれ引き上げようとするものであります。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、議案第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君
これより質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第2号は、討論を省略し原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで14時50分まで休憩します。

(14時36分 休 憩)

(14時50分 開 議)

議 長 高 橋 秀 之 君
休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第20 議案第3号「令和4年度幌延町一般会計補正予算」の件を議題とします。

議案第3号について提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 早 坂 敦 君

議案第3号「令和4年度 幌延町一般会計補正予算第3号」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種経費、コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受けている運送事業者等への経営支援及び地域内消費回復対策、労務費単価等の改定による除排雪経費に係る所要額など、緊急な課題に対応するための予算を計上しています。

1ページをお開きください。

第1条第1項、「歳入歳出予算の補正」につきましては既定の歳入歳出予算にそれぞれ5,843万5千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を49億2,774万円にしようとするものです。

第2項、第1表「歳入歳出予算補正」の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、14款「国庫支出金」1,881万円の増、19款「繰越金」251万1千円の増、21款「町債」1,010万円の増などで、歳入合計5,843万5千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款「総務費」1,174万7千円の増、4款「衛生費」1,424万5千円の増、7款「商工費」1,513万5千円の増、8款「土木費」1,386万6千円の増などで、歳出合計5,843万5千円の増額補正です。

第2条「地方債の補正」ですが、4ページをお開きください。

第2表「地方債の補正」については事業量の追加等によるもので、既定の地方債限度額の合計6億4,600万円を6億5,610万円に補正するものです。

地方債の限度額を補正する主なものは、幌延市街地区の老朽化した簡易水道配水管更新工事実施設計業務の実施により、簡易水道施設改修事業1,070万円を1,220万円に、原子の沢川の土砂揚げ工事区間の延長により、河床堆積土砂除去事業1,160万円を2,000万円に補正するものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

18ページをお開きください。

2款3項1目「戸籍住民基本台帳費」では、当初予算において、戸籍住民基本台帳事業に計上していました、戸籍情報システム改修業務について、21ページの社会保障、税番号制度システム整備事業への振替等により戸籍住民基本台帳事業332万3千円の減です。

また、現在、宗谷5町村で共同利用している戸籍情報システムが、令和5年2月で5年経過することから機器等の更新が必要なため、戸籍情報総合システム更新事業905万4千円の新規計上です。

3款1項1目「社会福祉総務費」の国民健康保険診療所特別会計繰出金では、ワクチン接種に係る診療受託料等の増により、一般会計からの繰出金が909万9千円の減です。

3款1項4目「障害者福祉費」の障害者福祉管理費では、過年度分障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金576万1千円の増です。

22ページをお開きください。

4款1項2目「予防費」の新型コロナウイルスワクチン接種事業では、2回目までの接種完了者を対象にオミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種等に係る所要額として、新型コロナウイルスワクチン接種事業1,224万円の増です。

24ページをお開きください。

6款2項1目「林業振興費」では民有林整備の促進を図るため、民有林における森林施業に対する支援として森林整備促進事業389万4千円の増、また、新たに新生児の誕生を記念して、幌延町産のミズナラ材等を活用した木製加工品の贈呈に係る所要額として、新生児誕生記念木製品贈呈事業52万2千円の新規計上です。

7款1項1目「商工振興費」では、コロナ禍における原油価格や物価の高騰により、町内の多くの事業者が影響を受け、個人消費の落ち込みも見受けられることから、消費行動の喚起と地域経済の活性化を図るため、物価高騰対策地域内消費回復プレミアム商品券発行事業1,280万円の新規計上、また、運送事業者等の事業継続に対する支援として、原油価格高騰対策運送事業者等緊急支援事業233万5千円の新規計上です。

26ページをお開きください。

8款2項1目「道路維持費」では、労務単価等の改定による除雪業務等の見直しにより道路維持管理費583万円の増です。

8款5項1目「河川費」では、原子の沢川の土砂揚げを800メートル予定していましたが、上流部において土砂の堆積が判明したため、工事区間を上流部に向けて延長する必要があることから河床堆積土砂除去事業842万6千円の増です。

次に歳入ですが、16ページをお開きください。

14款1項3目「衛生費国庫負担金」では、ワクチン接種に係る経費に対して新型コロナウイルスワクチン接種対策費924万円の増です。

14款2項1目「総務費国庫補助金」では、個人番号カードの交付に必要な機器整備等に対して個人番号カード交付事務費232万4千円の増、戸籍情報システム改修業務に対して、社会保障、税番号制度システム整備事業540万1千円の増です。

18款1項8目「森林環境譲与税基金繰入金」では、森林整備促進事業及び新生児誕生記念木製品贈呈事業の財源として森林環境譲与税基金繰入金441万円の増です。

19款「繰越金」では、収支不足の財源として繰越金2,511万5千円の増です。

令和3年度決算における繰越額については、繰越明許費分を除いた純繰越金が1億3,418万円8千円であることから繰越金の現行予算額と今回の補正財源を除きますと1,981万9千円が今後の財源留保になります。

21款「町債」につきましては、第2条地方債の補正で説明していますので省略いたします。

以上、議案第3号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

5 番 無 量 谷 隆 君

19ページの空家対策の管理費として7名を選任するってことなんですけども、これがあるせいで計画的にはそれほどではないですけども、どのようなことをやっていくのかをお聞きしたいと思います。

それと27ページの道路維持管理費ですけども、除雪の方で説明ありましたんですけども、防雪柵の設置状況で45万1千円の増額になっていますけど、防雪柵のメーター増えたのか、あるいは単純にあのメーターが上がった増額なのか、その辺聞きたいと思います。

住民生活課長 古 草 勝 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

空家等対策管理費につきましては、現在策定を進めております空家等対策計画から関連する条例等の整備におきまして法定協議会である空家等対策協議会を設置いたしまして、そちらの中で協議をいただく内容となっています。

補正の内容といたしましては、委員の報酬、それから費用弁償等々でございます。以上です。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

防雪柵設置撤去業務の45万1千円の増額につきましてはですね、柵の分も除雪業務と

同様に労務単価と燃料公共単価の上昇によって45万1千円の増額です。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君
他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。
これより、歳入一括の質疑を行います。
ありますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。
これより「総括」の質疑を行います。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

教育費で、27ページの幌延町生涯学習センター運営管理費の機械器具費の予算計上につき幌延町生涯学習センターの玄関前にモニュメントがあって、そのモニュメントの中にはガラス材というかガラスの丸いのがあってモニュメントの一部だと思ったんですけど、先日見た時にはそれがもう撤去されたというか壊れてしまったのか無かったので、それが機械器具費に入っているのかどうかをお伺いします。

教育次長 伊 藤 一 男 君

今の御質問ですけれども、こちらの予算計上している機械器具費につきましては冬期間使用します除雪機の関係で、24年間使っているものが故障しましたので、その、冬期間前に更新をしたいということで、この度予算を上げさせていただくというものです。

以上です。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

24年間大事に使ったということでそれはいいんですけど、そしたらこのモニュメントありますよね。モニュメントのところのガラス玉が無い、これは御存じないですか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

申し訳ございません。ちょっとガラス玉というのは私は認識しておりません。

申し訳ございません。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

分かりました。どういうふうな経過でああいうふうになってしまったのか、壊されたのか壊してしまったのか、分かったら連絡をいただきたいと思います。適切な処置をお願いしたいと思います

教育次長 伊 藤 一 男 君

今御指摘がありましたとおり、ちょっと私の方で認識していないだけかもしれませんが、早急に調査しまして対応していきたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長 高 橋 秀 之 君
他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第3号は、討論を省略し原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

議長 高橋秀之君

日程第21 議案第4号「令和4年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古草 勝 君

議案第4号「令和4年度幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因は、国民健康保険税システム改修に伴う委託料の増及び過年度分の国民健康保険税還付金の増であります。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算」の総額は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に59万5千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ4億2,118万2千円にしようとするものであります。

第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要を御説明いたします。

8ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目「一般管理費」では令和4年度税制改正において、地方税共通納税システムの対象税目が全ての税目において可能となったことから、納税者が電子的な納付を行うことができるよう準備を進めるため、国民健康保険税システムを改修するもので、49万5千円の増額であります。

6款1項2目「一般被保険者還付金」では、過年度分の異動に伴う国民健康保険税の還付額が想定していた額を上回ることが判明したことから、10万円を増額するものであります。

次に歳入であります、6ページをお開きください。

4款1項1目「一般会計繰入金」では、国保税システム改修に伴う経費の全額を繰り入れることとし、49万5千円を増額しております。

5款1項1目「繰越金」では、この度の補正に伴う財源調整のため、10万円を増額しております。なお、前年度繰越金が1,065万6千円となる見込みであることから、補正後の繰越金の予算額610万円との差額455万6千円が、今後の留保財源となります。

以上、議案第4号「令和4年度、幌延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の提案理由の説明といたします

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第4号は、討論を省略し原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第5号「令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

副町長 岩 川 実 樹 君

議案第5号「令和4年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）」についての提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、今年度採用予定である看護師1名の給与費、共済費及び派遣看護師の期間延長に係る歳出予算と新型コロナウイルスワクチン接種に係る歳入予算を調整するものです。

1ページをお開きください。

第1条第1項「歳入歳出予算の補正」ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,277万4千円にしようとするものです。また、第2項の「歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要を御説明いたします。

20ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

1款1項1目「診療所費」ですが、説明欄の黒丸「診療所人件費」では、看護師1名が採用に至ってないことから、4月から9月分の人件費調整として給料で198万3千円、職員手当で111万6千円、共済費で100万円をそれぞれ減額しようとするものです。

次の黒丸「診療所業務費」では、新型コロナウイルス、オミクロン株対応ワクチン接種の実施に伴う経費の増で、代替看護師への報酬8万4千円、委託料として廃棄物処理業務費1万8千円の増です。また、今年度看護師の採用を予定しており、欠員の間は派遣看護

師にて対応しようと当初予算で半年分の派遣委託料を見込んでおりましたが、未だ看護師の採用には至っていないことから、更に令和5年3月までの派遣対応が必要になると見込まれますので、看護師派遣業務委託料として270万4千円を増額しようとするものです。

次の黒丸「診療所管理費」では、業務費で説明しました看護師派遣期間を1年分と見込んだことから、その住宅に係る燃料費を7万7千円、光熱水費を10万8千円それぞれ増額しようとするものです。

次に、1款1項2目「医師業務強化費」ですが、新型コロナウイルス、オミクロン株対応ワクチン接種の実施に伴う経費の増で、医師のスポット的派遣に要する費用として、報酬で72万円、旅費で16万2千円をそれぞれ増額しようとするものです。

次に歳入ですが、18ページをお開きください。

1款1項1目「診療所使用料」につきましては、幌延町に住民登録をしていない方が当診療所で新型コロナウイルスワクチンを接種した場合の予防接種料を当初予算で見込んでおりませんでしたので、この度の補正で92万4千円を増額しようとするものです。

4款1項1目「繰越金」につきましては、令和3年度の繰越金が確定したことによるもので6万9千円を増額しようとするものです。

5款1項1目「診療受託収入」につきましては、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種に係る受託収入で、ワクチン接種の事業主体である町から接種を実施する国保診療所に支払われる委託料分を診療受託料として見込み、788万円を増額補正しようとするものです。

3款1項1目「一般会計繰入金」につきましては、この度の補正の財源調整により909万9千円を減額補正しようとするものです。

以上、議案第5号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第5号は、討論を省略し原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第6号「令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

議案第6号「令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第2号）」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、保険事業勘定で過年度分の介護給付費等に係る国庫負担金等の精算によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に863万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,388万3千円にしようとするもので補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定を2億3,591万1千円に、介護サービス事業勘定については、現行予算どおりの797万2千円とするものであります。

第2項、第1表「歳入歳出予算補正」の主な内容について御説明いたします。

2ページをお開きください。

2ページ、歳入は、7款「繰越金」863万3千円の増、3ページ、歳出は、5款「諸支出金」863万3千円の増で、歳入、歳出ともに合計863万3千円の増額補正です。

第2条「債務負担行為」ですが、4ページをお開きください。

第2表「債務負担行為」については、今年度末をもって使用期限が満了となる地域包括支援センターシステムの更新事業として、債務負担行為の期間を令和5年度から令和9年度までの5年間とし、限度額を151万8千円に設定するものです。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について御説明いたします。

10ページをお開きください。

まず、保険事業勘定の歳出ですが、5款1項2目「償還金」は、令和3年度の介護給付費や地域支援事業における国や北海道の負担金、補助金に超過交付があったことから、これを返還するため863万3千円の増額補正です。

次に歳入であります8ページをお開きください。

7款「繰越金」は、この度の補正に伴う財源調整のため863万3千円の増額補正です。なお、前年度繰越金は1,638万5千円を見込んでおり、この度の補正後の繰越金の予算額1,072万円との差引566万5千円については、今後の補正財源として留保しております。

以上、議案第6号「令和4年度幌延町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第6号は、討論を省略し原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第7号「令和4年度幌延町簡易水道特別会計補正予算」の件を議題とします。

議案第7号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第7号「令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算第1号」について提案理由を申し上げます。

この度の補正予算の主な要因につきましては、歳出における水道整備費の増額であります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の「歳入歳出予算の補正」であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ299万円を増額し、歳入歳出の総額を9,270万4千円にするものであります。

第2項の第1表、「歳入歳出予算補正」につきましては、6ページ以降の「歳入歳出補正予算事項別明細書」の説明により代えさせていただきます。

第2条の「地方債の補正」であります。4ページの第2表「地方債補正」をお開き願います。

この度の補正にて新規計上した「配水管更新工事実施設計業務」の実施により、簡易水道事業債の簡易水道施設改修事業の限度額1,070万円を1,220万円とし、150万円増額するものであります。

以下、歳出、歳入の順に御説明いたします。

10、11ページをお開き願います。

1款1項1目「水道管理費」の一般職給料7万5千円の減は、起債対象事業の増額により事業費支弁として減額補正するものであります。

2目「水道整備費」の一般職給料7万5千円、並びに消耗品費2万円の増は、起債対象事業の増額により事業費支弁分として増額補正するものであり、委託料の「配水管更新工事実施設計業務」297万円の新規計上につきましては、令和5年度より実施予定の「道

道稚内幌延線道路改良工事」に合わせ、同路線に横断埋設されている40年以上経過した水道管についても更新しようとすることから、これらの施工方法などを調査するため設計業務を行うものであります。

次に歳入であります。8、9ページにお戻り願います。

4款1項1目「一般会計繰入金」の180万5千円の増は、歳出予算の増額補正に伴い繰入金が増額となるものであります。

4款2項1目「財政調整基金繰入金」の31万5千円の減は、事業費の歳出補正に伴い繰入金を減額するものであります。

7款1項1目「簡易水道事業債」の簡易水道施設改修事業につきましては、第2表「地方債補正」で御説明いたしましたので省略させていただきます。

以上、議案第7号「令和4年度幌延町簡易水道事業特別会計補正予算第1号」について提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第7号は、討論を省略し原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

(15時32分 休 憩)

(15時34分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

ここで、追加議題について、お諮りします。

9月8日付けで町長から、議案第8号「工事請負契約の変更について」の件が提出されました。

この際これを日程に追加し、追加日程第25とし議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第8号を日程に追加し、追加日程第25号とし、議題にすることに決定いたしました。

追加日程第25 議案第8号「工事請負契約の変更について」の件を議題とします。

議案第8号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第8号「工事請負契約の変更について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和4年5月19日に工事請負契約の締結について議決をいただきました「令和3年度施行（繰越）産業・地域振興センター改修工事」において、設計変更により契約金額を変更する必要性が生じたため「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の変更について提案するものであります。

工事請負契約の変更は、当初契約金額1億2,760万円を設計変更により960万3千円増額の1億3,720万3千円とするものであります。

変更の主な理由といたしましては、当初キュービクルと室外機の新設については、基礎を梯子胴木により補強することとしていましたが、機器の重量や振動などの影響が懸念されることから杭工事へと変更するものであり、また冷暖房については、当初冷媒配管について既設管を洗浄し使用する予定でしたが、調査の結果、経年劣化が多く見られることから新設配管とするものであります。

以上、議案第8号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

3 番 斎賀弘孝君

契約の相手方の田中組さんは、そういう今、課長の説明あったとおりのことをいつ相談しに来られたんですか。

建設管理課長 島田幸司君

現場のほうからはですね、令和4年9月6日に相談がありました。以上です。

3 番 斎賀弘孝君

6月頃から工事始まって、やっている最中というか、最後なのかどうか分かりませんが、とにかくやっている最中に手をかけているところで、このままではちょっと不安であるからきちんとした工事を行いたいというふうに言ってこられたんですよ。それは何でしょうか、お互いの話合いの中で仕方ないねというか、実際に工事やっている人がそういうふうには、安全安心のためにもっとやりたいということを言ってきたと思うんですけども、最初の見積りのときはそこまでは分からなかったわけですか、工事していったら初めて分かるということですか。

建設管理課長 島田幸司君

斎賀議員の御指摘のとおりで、実際にこちらのほうは昨年度、北電総合設計さんに現場のほうでいろいろ設計を組んでいただいて、今年繰越し事業ですけれども発注をして田中

組さんが落札して、工事を進めているということになっております。

建設工事全般的に言えることだと思うんですけども、設計委託をかけて翌年度工事をすると、道路とかもそうですけれども、実際に進めていく中で現場の方で、いろいろ状況を見たときに、設計とは違って例えば壁をはいだときに、例えばそこに既設管を使うというふうな設計だったけれども、開けてみたら例えば腐食していて、設計どおりにはいかないので、新しい管に変えた方がいいですとか、そういうことは、現場不符合というのは大いにあり得ることなので、そういう意味で田中組さんの方から提案があり、かつ設計をお願いしていた北電総合設計さんの方にも、一応その一報は入れ、三者にていろいろとアドバイスを聞きながら、今回の工事請負契約の変更というような中身になっています。以上です。

3 番 斎 賀 弘 孝 君

最後なんですが、幌延町ではその設計屋さんにね、ほかにも何か事業頼んで、今までも設計段階と実際工事に入って金額が違って来たということが何度かあるのですか。今回が初めてですか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

私の記憶では2017年に役場庁舎の外壁等の改修やっているとありますが、そちらの方も確か北電総合設計さんだったような記憶がありますけれども、北電総合設計さんだからではなくて現場の方で実際に工事が動いて中身を見たときに不符合というようなことはありました。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありますか。

7 番 西 澤 裕 之 君

今の関連の質問なんですけれども、工事請負代金が960万ぐらいになるとか、上乗せになるということなんですけど、設計業者、設計業務に関しての、この増額ということにはならないのでしょうか。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

設計業者さんの方には増額とはなりません。設計はあくまでも昨年度やっていただいているので。

委託の管理委託とか、工事を進める中でその現場がきちんと動いているとか管理委託を付けている場合には、またそれはそれで状況が変わるのかもしれませんが、今回は管理委託については現場の方が付いていませんので、委託料の増額となりません。以上です。

7 番 西 澤 裕 之 君

多分既存の管とかというのを、新しい管に取り替えるというのは、それは設計の変更ではないのでそのままのかなというふうに思うんですけどもその杭を打つとかというところに関しては、その現場の判断でただ単にここに杭を打てばいいんですよという判断でできるのか、それともそこには新たに設計が必要なのかというところがちょっと分からないのでもう一度お願いします。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

提案理由の中でも御説明させてもらったんですけども、当初は基礎を作ってその下に地盤沈下を防ぐために梯子胴木を設けるというような設計でした。現場の方、田中組さんの方ともいろいろとお話をして、今回のボーリング地質調査については正規の大きな杭で調査をするのではなくて簡易的な地質調査の機械を使ってやるので、その辺は田中組さんの方で対応できると。過去にあの周辺でやった地質調査を基に今回もやるんですけども、それが振興センターの実際の地層は支持層まで何メートルあるかというのを確認しながら、それで杭の長さを決めるというような形です。以上です。

議 長 高 橋 秀 之 君
ほかにありませんか。

2 番 佐 藤 忠 志 君

こういう設計、見積り、私も会社で全部やってきて、やっていて、いやこういう不都合が出ました、全額それを認めていくのか、担当者も現場に立ち会って設計の段階だとか、もろもろ見ているんだと思うけど、土の下までなんか分からん、壁の中はがしてみなきゃ分からんというものがあるでしょうけど、これ一般企業でしたら、こんなもの全然りん議書通るわけでもない、大変なことになるわけで差戻しですよ一発で、何を見ているんだお前ということになります、正直言って。だけどこれだけの額がずれるってことは、例えば業者の言いなりでこれそのまま増額しているんじゃないんでしょうけど、ここら辺どこ担当者もしっかり見て妥当だなど、そういう判断で、この額を上げたのか、そこら辺のところちょっとお聞きしたいと思います。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

町発注の工事ですので一応監督員というものが付いております。現場の方と監督員との中で協議を進め、今回の現場不適合ということで協議を進めて、一応、専門的知識も入っているので、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、設計を委託している北電総合設計さんも相談させていただきながら今回の変更になったということです。

議 長 高 橋 秀 之 君
ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第8号は、討論を省略し原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ここで休憩します。

休憩中に、第2回令和3年度幌延町各会計決算審査特別委員会を開会します。

そのまま席でお待ちください。

(15時36分 休 憩)

(16時22分 開 議)

休憩を解いて、会議を再開します。

本日の議事日程は、すべて終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は、午前10時より会議を開きます。

本日は大変御苦勞様でした。

(16時24分 散 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 5番 無量谷 隆

署名議員 7番 西澤裕之

以上、記録する。

主 任 横山 薫